

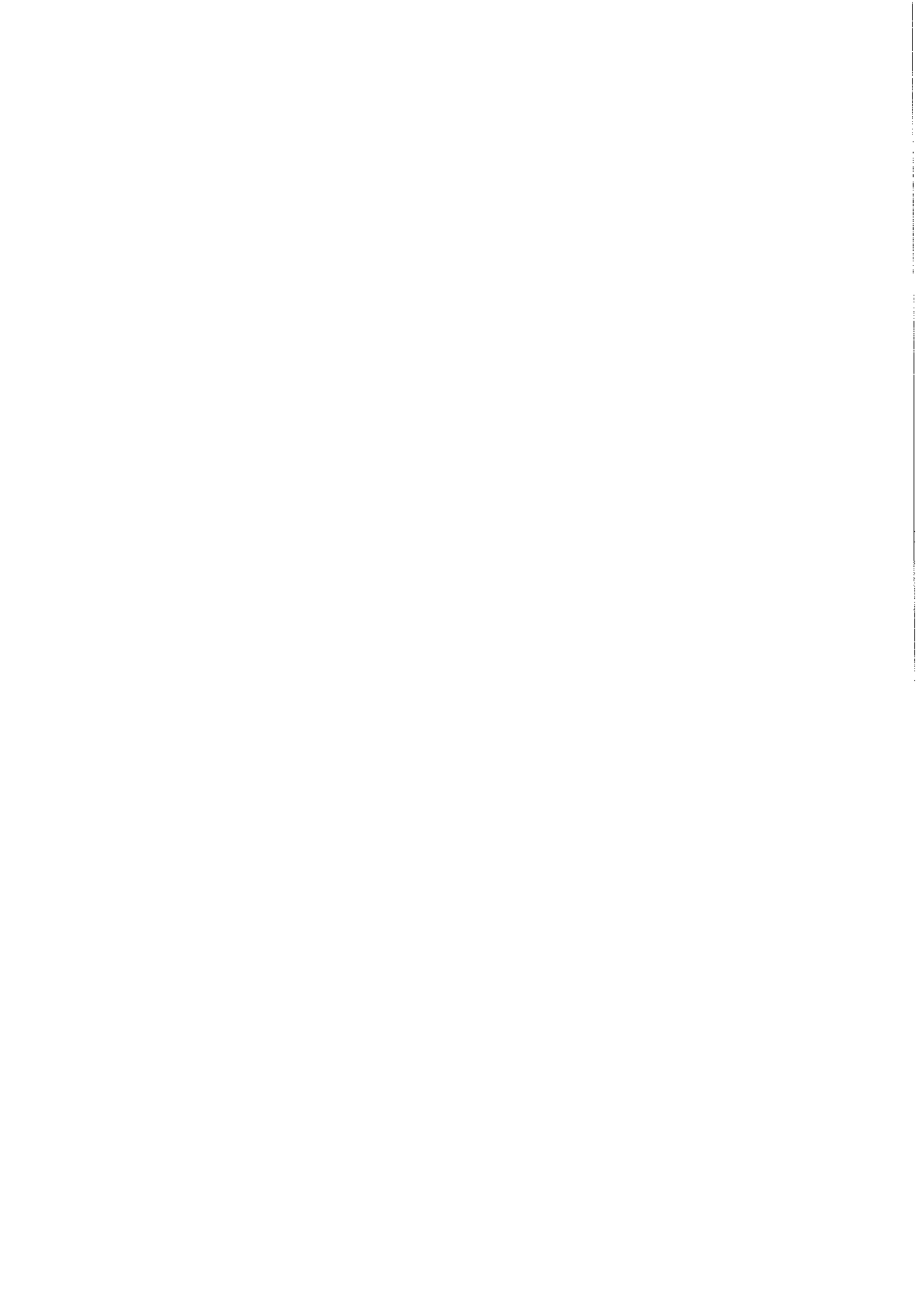
福祉施設における「身元保証」「死後事務」をめぐる課題解決に向けた調査研究事業

# 報告書

---

令和2年3月

社会福祉法人山口県社会福祉協議会



## 目 次

1	はじめに	
1)	調査研究の背景	2
2)	身元保証人等をめぐる法的整理	3
2	県内の身元保証人等に関する現状	4
1)	アンケート集計結果【福祉施設】	6
2)	アンケート集計結果【病院】	12
3)	アンケート集計結果【支援者】	18
3	身元保証人等がない人への対応	
1)	福祉施設が保証人等に求める機能や役割	22
2)	身元保証人等がない人への具体的対応	
①	緊急の連絡先に関する事	23
②	ケアプランやサービス等利用計画などの同意に関する事	26
③	支払いに関する事	27
④	退所・転所に関する事	28
⑤	死後事務に関する事	30
3)	医療行為の同意に関する事	36
4	おわりに	40
	〔参考資料〕	43

# 1. はじめに

## 1) 調査研究の背景

高齢者や障がいのある人も含め、地域の中で誰もがその人らしく暮らしていくための中心的な推進役として、福祉施設には大きな期待が寄せられています。昨今、高齢化、核家族化、多様で複合的な生活課題が増加している状況がみられ、独居の方や身寄りがない方の急速な増加が見込まれる中、福祉施設等入所時における身元保証の問題や死後事務の対応は、速やかに解決しなければならない課題となっています。本会において支援をしている矯正施設を退所した方も、ほとんどは身寄りがなく、福祉施設の利用契約が困難な場合も少なくありません。また、施設入所者の高齢化も進む中で入所中に保証人がいなくなる事案や死後事務に対する課題も今後増加することが想定されます。

これまでは漠然とした「不安」を解消するために慣習的に保証人等を求められていた側面もあると考えられます。そして、こうした仕組みにより福祉施設への入所やサービス利用がしにくい事例もありました。身元保証の問題を解決する方策として、一定程度の預託金を預かる形で契約を締結し身元保証や死後事務を行う団体の取組も注目されていますが、資産や収入が少なく経済的に余裕のない方は、こうした支援は受けられない状況にあります。これらの状況を解決していくためには、福祉施設・支援者の「不安」を解消することが必要です。

そこで本会では、福祉施設における「※身元保証人等」のあり方について調査研究を行い、その課題の解決方策を明らかにするため、「福祉施設における身元保証人等のあり方検討委員会」を平成30年7月に設置し、実態を把握するための「保証に関する実態調査」を実施しました。そして、調査結果から見えてきた実態をもとに、身元保証の必要性及びその役割に対応することが可能な仕組みやサービスを整理しました。今後の施策に資するあり方を提言することにより、住民が安心できる地域づくりをめざすための調査研究事業を実施しました。

本報告書では、福祉サービスの利用にあたって必要とされる「身元保証人等」の確保が難しい高齢者・障がい者の方々が、必要な支援や福祉サービスをスムーズに利用することができるよう、そして安心した生活を送ることができるよう、本人・福祉施設・支援者で共有すべき基本的な考え方や対応方法等について整理を行いました。整理を行うにあたっては、厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を踏まえて試験的に提示をしています。

※本調査研究及び報告書でいう「身元保証人等」とは、入所（入院）時に用いられている契約書において本人以外に署名を求められる者を指し、「保証人」「身元引受人」及び「連帯保証人」等の名称が使用されている場合も含みます。

※本報告書で示す支援方法の対象となる人は次の2つの場合を想定しています。

- ① 身寄りがない人
- ② 家族支援が受けられない人

## 2) 身元保証人等をめぐる法的整理

「保証人」はだれにも馴染みのある言葉ですが、「保証人」と「連帯保証人」の違いや「身元保証人」や「身元引受人」とは何をする人なのかなどを正確に説明できる人は多くないと思われます。生活の中での契約においては様々な「保証人」が求められていますが、法律上の定義として明確になっているものを次に示しています。

### ○ 保証人

主たる債務者がその債務を履行しない時にはその履行する責任を負う義務がありますが、「請求は主たる債務者に請求してください(催告の抗弁)、主たる債務者に弁済する資力があり、その執行が容易であることを証明した場合にはそこから弁済を受けてください(検索の抗弁)」ということができます。

### ○ 連帯保証人

主たる債務者がその債務を履行しないときにはその履行する責任を負うことは保証人と同様です。ただし連帯保証人には上に述べたこの2つの抗弁が言えないとされていますので、その責任は、保証人に比べれば一層重いとされています。

### ○ 身元保証人

「身元保証に関する法律」(昭和8年にできた法律)により、被用者(被身元保証人)の行為により使用者が被った損害の賠償を約束することです。身元保証契約の効力は、期間の定めがなければ3年間に限られ、期間を定める場合も5年を超えることができません。

※○保証人、連帯保証人…基本的に金銭保証で使われる

※○身元保証人 …雇用契約時に使われる

この3つ以外の、例えば「身元引受人」などは法律上の定義はないため、物の売買や請負などの法律に定められた契約(典型契約)以外の契約(非典型契約)の場合は、その人に「契約によりどのような法的効果を発生させるか」が契約の中で明らかにされなければ意味をもたないこととなります。

## 2. 県内の身元保証人等に関する現状

本会では、福祉施設における身元保証人等のあり方について調査研究の取組として、県内の実態を把握するための「保証に関する実態調査」を実施しました。

調査は、平成30年11月末時点での実態について、身元保証人等を求める側、身元保証人等が必要とされる場面に関わる支援者を対象に行いました。対象の内訳は、身元保証人等を求める側は、福祉施設等入所施設809施設、病院145施設の計954施設、身元保証人等が必要とされる場面に関わる支援者は計463箇所です。

調査方法は、郵送法による自記式で行い、調査期間は、平成30年12月10日（水）から平成30年12月27日（木）としし、回収状況により一部1月4日まで期間延長しました。

対象施設・機関及び回収率は以下のとおりです。

### 福祉施設等入所施設【回収率54.2% (439/809)】

高齢者：特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウス、養護老人ホーム、  
有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護  
障害者：障害者支援施設、共同生活援助事業所  
その他：救護施設

### 病 院【回収率44.1% (64/145)】

### 支援者【回収率39.0% (181/463)】

相談支援機関（相談支援事業所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所）  
市町社会福祉協議会  
市町行政（高齢・障害・生活保護）  
弁護士事務所（※一部抽出）、司法書士事務所（※一部抽出）  
社会福祉士事務所

特に本調査は、身元保証人等を求める立場と身元保証人等を求められる立場双方に対して実施をしました。これは、いくつかの複合的な要素が絡み合う保証に関する課題については、施設側と支援者側の双方が現状を理解した上で、まずは現在の状況を客観的に知ることから始め、それぞれの立場を尊重し、事案に対応することが重要であると考えたからです。身元保証人等を求められる立場として、専門職の支援者を対象に実施しましたが、これには地域住民の代弁者という意味合いも込められています。

「住み慣れた地域で誰もが安心して心豊かに暮らし続けることができる」ような地域社会を構築するための材料を提供することが、本調査の目的のひとつです。

## ◆「保証に関する実態調査」結果要約

### 身元保証人等を求める側

- ・ほぼ全ての福祉施設(96.8%)において身元保証人等を求めている。  
同様にほぼ全ての病院(96.9%)においても身元保証人等を求めている。
- ・身元保証人等が見つからない場合、条件付きで入所を認める施設は3割あり、入所を断っている施設も同様に3割ある。  
しかし病院では、身元保証人等の不在という理由で入院を断っている病院は全体の1割未満である。
- ・福祉施設及び病院が身元保証人等に期待する役割は多岐にわたる。最も多い回答は、福祉施設は退所や入院時における身元の引受け、病院は債務保証である。
- ・身元保証人等に関するマニュアルや規程を策定している福祉施設・病院ともに1割未満である。
- ・保証関係のトラブルが起こったことがある施設は1割強、病院は約半数。起こったトラブルのうち4割弱を占めたのが、「債務保証」であった。次いで「本人の退院・転院時における身元の引受け」「本人が死亡した際のご遺体・遺品の引受け・葬儀等」の順になっている。

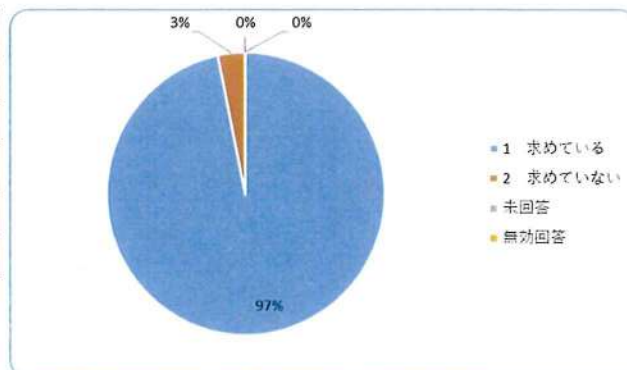
### 身元保証人等が必要とされる場面に関わる支援者

- ・「身元保証人等がいなくて困っているという相談を受けた」「支援を行っている利用者に身元保証人等がいなくて困ったことがある」支援者は7割を超える。
- ・身元保証人等を頼まれたことがある支援者は5割、実際に引き受けたことがある支援者は2割である。
- ・支援者に寄せられた相談や困りごとの内容として最も多いのは「本人が緊急入院した際の対応」である。一方、支援者側が対応ができる内容は「利用者と他者とのトラブルへの対応」が最も多い。「債務の保証」は求められる項目としては上位であるが、担える項目としては最下位である。
- ・身元保証人等の代わりとなる条件や制度について、最も期待されているのは「地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等の利用による金銭・財産管理制度を利用する」である。

## 1) アンケート集計結果【福祉施設】

問1 貴施設（事業所）では入所時に「身元保証人等」を求めていますか。

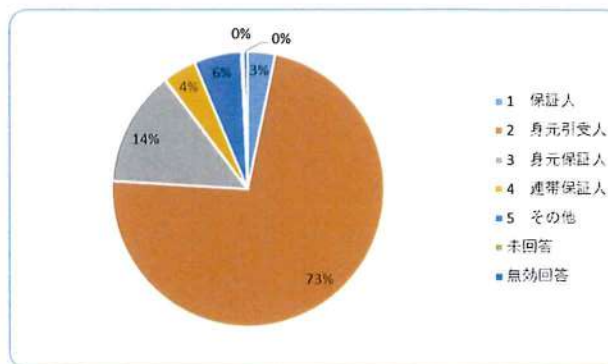
	度数	
1 求めている	424	96.8%
2 求めていない	14	3.2%
未回答	0	0.0%
無効回答	0	0.0%
合計	438	



「求めている」が96.8%で、「求めていない」が3.2%での回答であった。

問2 貴施設（事業所）では入所時に必要な「身元保証人等」について、どのような名称を使用していますか。

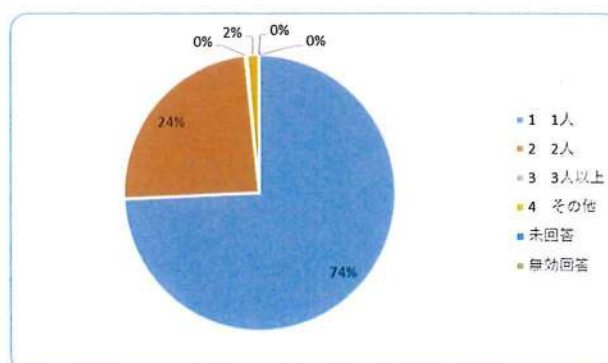
	度数	
1 保証人	14	3.3%
2 身元引受人	308	72.6%
3 身元保証人	58	13.7%
4 連帯保証人	17	4.0%
5 その他	24	5.7%
未回答	1	0.2%
無効回答	2	0.5%
合計	424	



「身元引受人」が最も多く72.6%で、次いで「身元保証人」の順になっている。「その他」で多いのは「代理人」。「保護者」「家族」という回答もあった。

問3 貴施設（事業所）では入所時に必要な「身元保証人等」の人数は何人ですか。

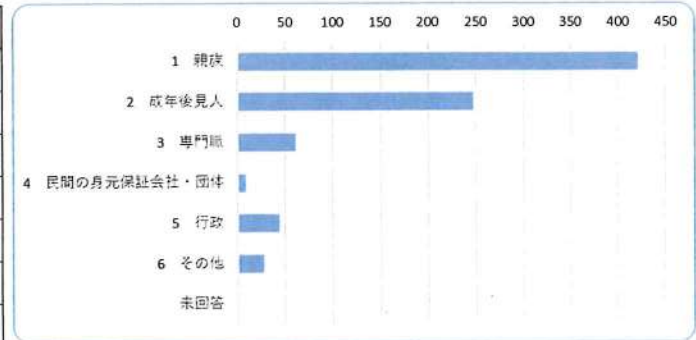
	度数	
1 1人	315	74.3%
2 2人	102	24.1%
3 3人以上	1	0.2%
4 その他	6	1.4%
未回答	0	0.0%
無効回答	0	0.0%
合計	424	



「1人」が74.3%で、「2人」が24.1%での回答であった。

問4 貴施設（事業所）では本人とどのような関係にある人が「身元保証人等」となっていますか。

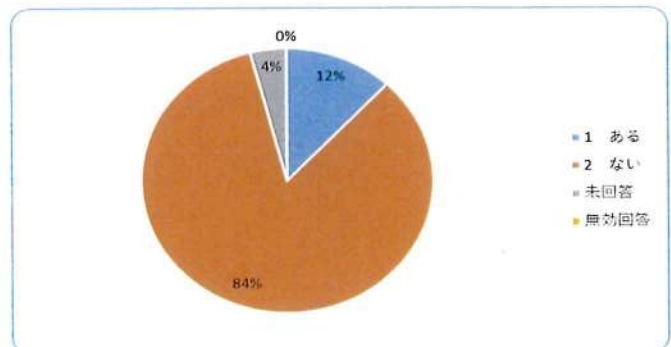
	度数
1 親族	423
2 成年後見人	249
3 専門職	63
4 民間の身元保証会社・団体	10
5 行政	45
6 その他	29
未回答	0



「親族」が最も多く、次いで「成年後見人」、「専門職」の順になっている。「その他」では「友人」「知人」という回答もあった。

問5 貴施設（事業所）では入所時に必要な「身元保証人等」についてのマニュアルや規程などはありますか。

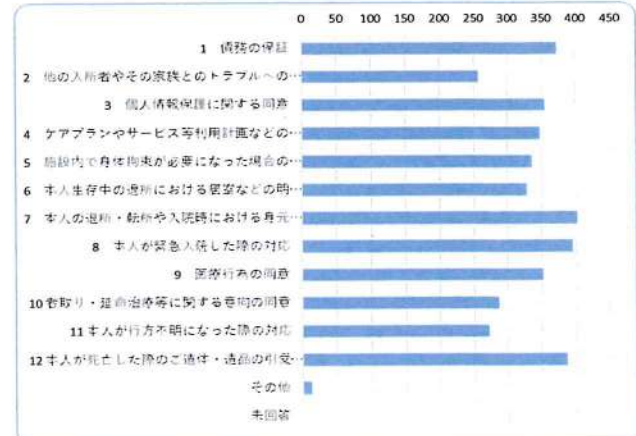
	度数	
1 ある	51	12.0%
2 ない	356	84.0%
未回答	17	4.0%
無効回答	0	0.0%
合計	424	



「ない」が84.0%で、「ある」が12.0%での回答であった。「ある」と回答いただいた中でその名称は「契約書」が最も多い回答であった。

問6 貴施設（事業所）では入所時の「身元保証人等」に期待する機能は、どのような内容ですか。

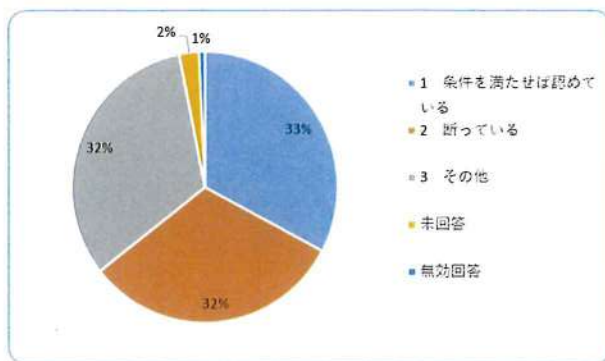
	度数
1 債務の保証	375
2 他の入所者やその家族とのトラブルへの対応	259
3 個人情報保護に関する同意	357
4 ケアプランやサービス等利用計画などの同意	349
5 施設内で身体拘束が必要になった場合の同意	338
6 本人生存中の退所における居室などの明渡しや原状回復の履行	331
7 本人の退所・転所や入院時における身元の引受け	404
8 本人が緊急入院した際の対応	397
9 医療行為の同意	354
10 看取り・延命治療等に関する意向の同意	289
11 本人が行方不明になった際の対応	274
12 本人が死亡した際のご遺体・遺品の引受け・葬儀等	388
その他	15
未回答	2



「本人の退所・転所や入院時における身元の引受け」が最も多い。全体的に数値が高く、まんべんなく求められている。

問7 貴施設（事業所）では入所時に「身元保証人等」が見つからない場合、どのような対応をしていますか。

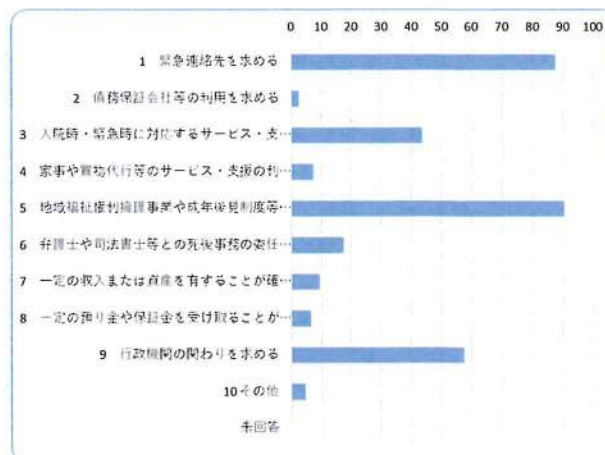
	度数	
1 条件を満たせば認めている	139	32.8%
2 断っている	134	31.6%
3 その他	138	32.5%
未回答	10	2.4%
無効回答	3	0.7%
合計	424	



「条件を満たせば認めている」「断っている」「その他」はほぼ同値。「その他」で多いのは「該当者なし（身元保証人等が見つからない等の状況に該当した人がいない）」。「成年後見の利用」「行政への関与」「総合的な判断」という回答もあった。

問7-1 「身元保証人等」が見つからない場合の受け入れの条件とはどのようなものですか。

	度数
1 緊急連絡先を求める	88
2 債務保証会社等の利用を求める	3
3 入院時・緊急時に対応するサービス・支援の利用を求める	44
4 家事や買物代行等のサービス・支援の利用を求める	8
5 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等による金銭・財産管理制度の利用を求める	91
6 弁護士や司法書士等との死後事務の委任契約を利用する	18
7 一定の収入または資産を有することが確認できる	10
8 一定の預り金や保証金を受け取ることができる	7
9 行政機関の関わりを求める	58
10 その他	5
未回答	0



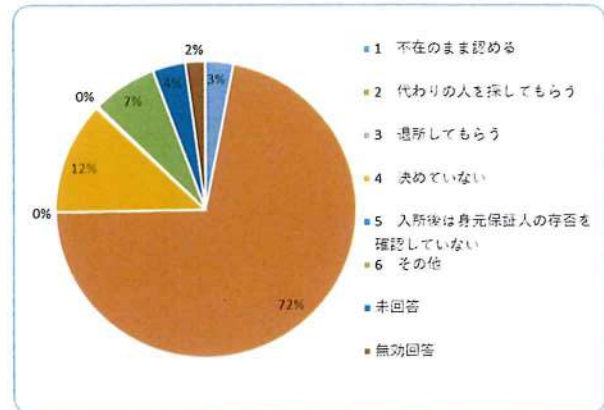
「地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等による金銭・財産管理制度の利用を求める」が最も多く、次いで「緊急連絡先を求める」「行政機関の関わりを求める」の順になっている。

問7-2 「身元保証人等」がいなくても入所等を認めて問題なく運営していくために、貴施設（事業所）が特に工夫していることがあれば記入してください。

行政や社協、相談事業所など他機関との連携が多く回答があった。また、施設長や法人の判断という回答も複数あった。その他、入所時等事前に話を本人としておくという回答や本人から先々のことをどうしてほしいか、確認できる部分はあらかじめ本人と方針を決めておくことが大切であるとの回答もあった。また、マニュアルや様式等について整備することが工夫点としてあげられていた。

問 8 貴施設（事業所）では入所中に「身元保証人等」がいなくなった場合、どのような対応をしていますか。

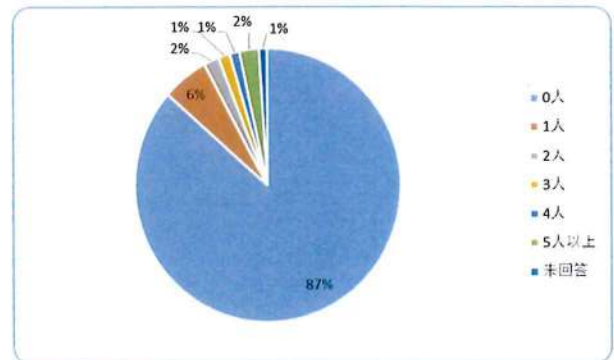
	度数	
1 不在のまま認める	13	3.1%
2 代わりの人を探してもらう	304	71.7%
3 退所してもらう	0	0.0%
4 決めていない	52	12.3%
5 入所後は身元保証人の存否を確認していない	1	0.2%
6 その他	30	7.1%
未回答	15	3.5%
無効回答	9	2.1%
合計	424	



「代わりの人を探してもらう」が最も多く 71.7%で、次いで「決めていない」の順になっている。「その他」で多い回答は「前例がない」であった。

問 9 貴施設（事業所）では平成 30 年 11 月末時点で、「身元保証人等」がいない人の人数は何人おられますか。

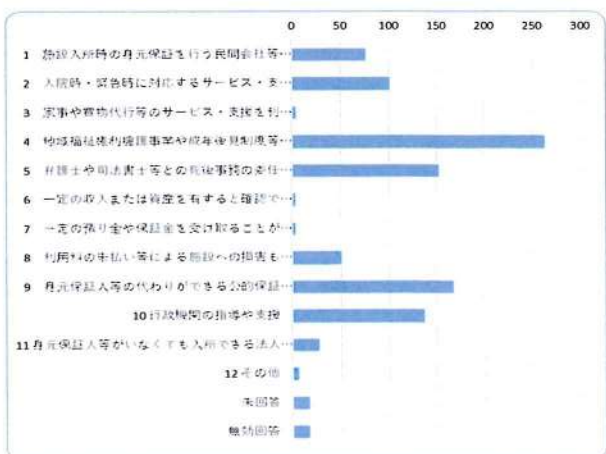
	度数	
0人	367	86.6%
1人	24	5.7%
2人	8	1.9%
3人	6	1.4%
4人	5	1.2%
5人以上	10	2.4%
未回答	4	0.9%
合計	424	



「0人」が 86.6%で、「1人」が 5.7%での回答であった。

問 10 仮に「身元保証人等」制度を廃止する場合、どんな代替があれば良いですか。

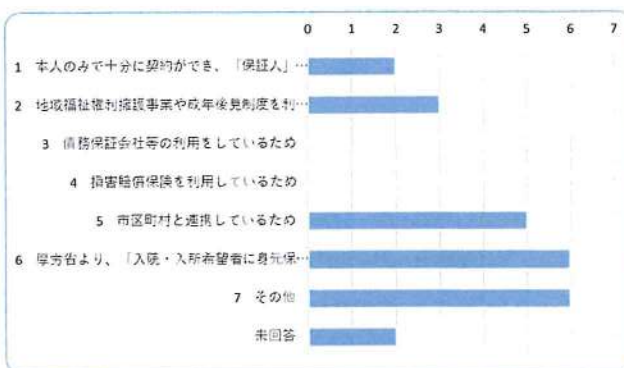
	度数
1 施設入所時の身元保証を行う民間会社等を利用する	78
2 入院時・緊急時に対応するサービス・支援を利用する	103
3 家事や買物代行等のサービス・支援を利用する	6
4 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等の利用により金銭・財産管理制度を利用する	265
5 弁護士や司法書士等との死後事務の委任契約を利用する	154
6 一定の収入または資産を有すると確認できる	5
7 一定の預り金や保証金を受け取ることができる	5
8 利用料の未払い等による施設への損害も補償される保証保険を創設する	52
9 身元保証人等の代わりにできる公的保証の仕組み・サービスを創設する	169
10 行政機関の指導や支援	138
11 身元保証人等がいなくても入所できる法人を増やす	29
12 その他	8
未回答	19
無効回答	19



「地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等の利用により金銭・財産管理制度を利用する」が最も多く、次いで「身元保証人等の代わりにできる公的保証の仕組み・サービスを創設する」の順になっている。

問 1 1 「身元保証人等」がいなくても認める理由はどのようなものですか。  
 (※問 1 で身元保証人等を「2 求めていない」とされた方のみ対象)

	度数
1 本人のみで十分に契約ができ、「保証人」は必要ないため	2
2 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度を利用しているため	3
3 債務保証会社等の利用をしているため	0
4 損害賠償保険を利用しているため	0
5 市区町村と連携しているため	5
6 厚労省より、「入院・入所希望者に身元保証人がいないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない」旨の通知があるため	6
7 その他	6
未回答	2



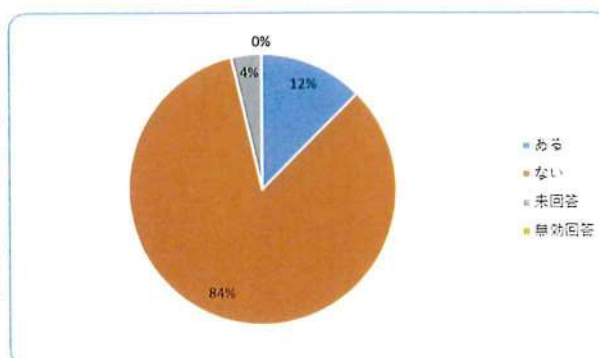
「厚労省より、『入院・入所希望者に身元保証人がいないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない』旨の通知があるため」と「その他」が最も多く、次いで「市区町村と連携しているため」の順になっている。「その他」で多い回答は「使命であるから」であった。

問 1 2 「身元保証人等」がいなくても入所等を認めて問題なく運営していくために、貴施設が特に工夫していることがあれば記入してください。(※問 1 で身元保証人等を「2 求めていない」とされた方のみ対象)

成年後見制度の利用や賠償保険など既存の制度やサービスを活用すること、行政や相談支援事業所、社会福祉協議会など多くの連携先を持ち、相互に補完し合うことなどがあるとの回答があった。また、契約時において「身元保証人等」に求める役割を明確にし、心的負担を軽減するという回答もあった。

問 1 3 貴施設（事業所）ではこれまでに保証関係のトラブルが起こったことはありますか。

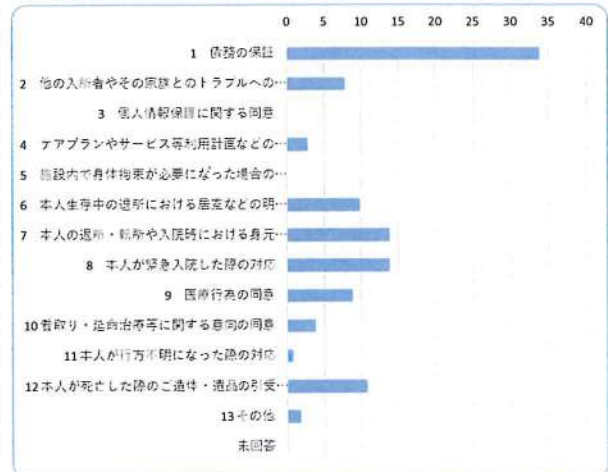
	度数	
ある	55	12.6%
ない	367	83.8%
未回答	16	3.7%
無効回答	0	0.0%
合計	438	



「ない」が 83.8% で、「ある」が 12.6% での回答であった。

問13-1 これまでにどのようなトラブルが起きましたか。

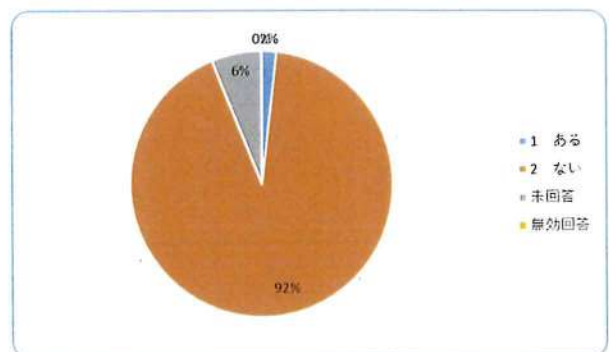
	度数
1 債務の保証	34
2 他の入所者やその家族とのトラブルへの対応	8
3 個人情報保護に関する同意	0
4 ケアプランやサービス等利用計画などの同意	3
5 施設内で身体拘束が必要になった場合の同意	0
6 本人生存中の退所における居室などの明渡しや原状回復の履行	10
7 本人の退所・転所や入院時における身元の引受け	14
8 本人が緊急入院した際の対応	14
9 医療行為の同意	9
10 看取り・延命治療等に関する意向の同意	4
11 本人が行方不明になった際の対応	1
12 本人が死亡した際のご遺体・遺品の引受け・葬儀等	11
13 その他	2
未回答	0



「債務の保証」が最も多く、次いで「本人の退所・転所や入院時における身元の引受け」「本人が緊急入院した際の対応」「本人が死亡した際のご遺体・遺品の引受け・葬儀等」の順になっている。

問14 貴施設（事業所）では「意思決定が困難な入所者」への対応についてのマニュアルや規程などがありますか。

	度数	
1 ある	8	1.8%
2 ない	402	92.0%
未回答	27	6.2%
無効回答	0	0.0%
合計	437	

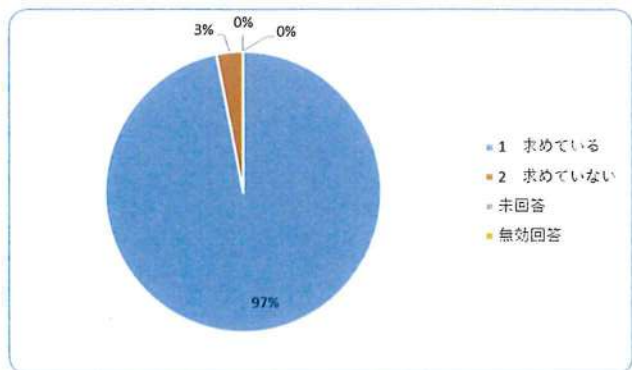


「ない」が92.0%で、「ある」が1.8%での回答であった。

## 2) アンケート集計結果【病院】

問1 貴院では入院時に「身元保証人等」を求めていますか。

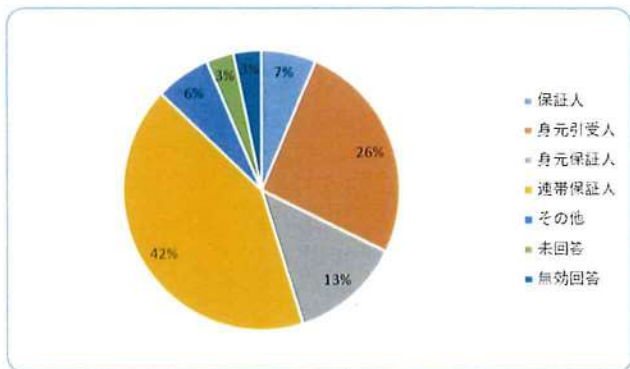
	度数	
1 求めている	62	96.9%
2 求めていない	2	3.1%
未回答	0	0.0%
無効回答	0	0.0%
合計	64	



「求めている」が96.9%で、「求めていない」が3.1%での回答であった。

問2 貴院では入院時に必要な「身元保証人等」について、どのような名称を使用していますか。

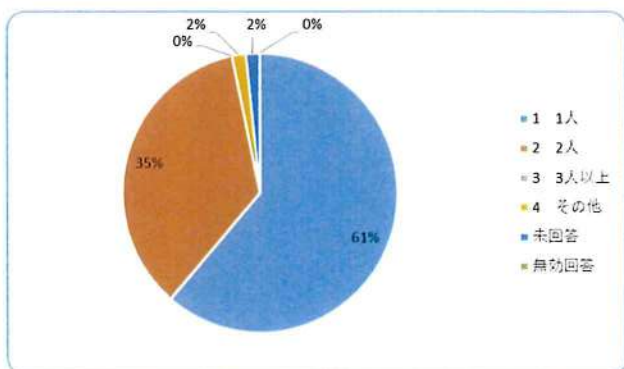
	度数	
保証人	4	6.5%
身元引受人	16	25.8%
身元保証人	8	12.9%
連帯保証人	26	41.9%
その他	4	6.5%
未回答	2	3.2%
無効回答	2	3.2%
合計	62	



「連帯保証人」が最も多く41.9%で、次いで「身元引受人」の順になっている。「その他」では「身元引受人兼連帯保証人」という回答もあった。

問3 貴院では入院時に必要な「身元保証人等」の人数は何人ですか。

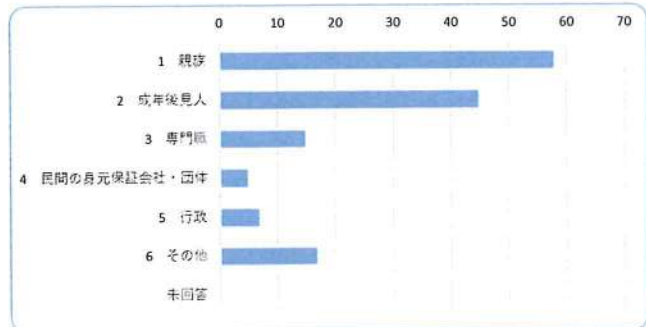
	度数	
1 1人	38	61.3%
2 2人	22	35.5%
3 3人以上	0	0.0%
4 その他	1	1.6%
未回答	1	1.6%
無効回答	0	0.0%
合計	62	



「1人」が61.3%で、「2人」が35.5%での回答であった。

問4 貴院では本人とどのような関係にある人が「身元保証人等」となっていますか。

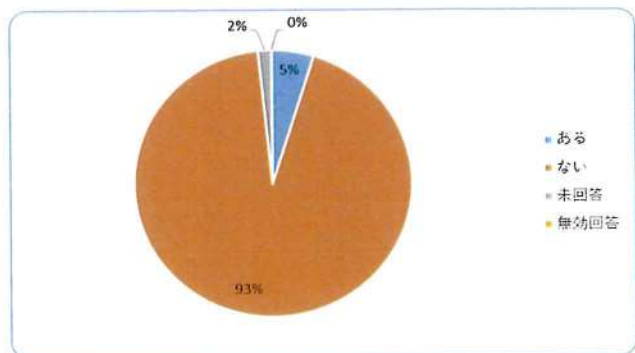
	度数
1 親族	58
2 成年後見人	45
3 専門職	15
4 民間の身元保証会社・団体	5
5 行政	7
6 その他	17
未回答	0



「親族」が最も多く、次いで「成年後見人」、「専門職」の順になっている。「その他」では「友人」「知人」という回答があった。

問5 貴院では入院時に必要な「身元保証人等」についてのマニュアルや規程などがありますか。

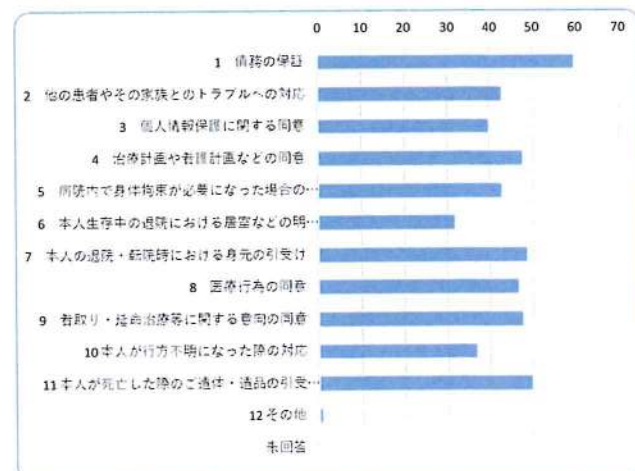
	度数	
ある	3	4.8%
ない	58	93.5%
未回答	1	1.6%
無効回答	0	0.0%
合計	62	



「ない」が93.5%で、「ある」が4.8%での回答であった。「ある」と回答いただいた中でその名称は「入院のしおり」「入院案内」という回答があった。

問6 貴院では入院時の「身元保証人等」に期待する機能は、どのような内容ですか。

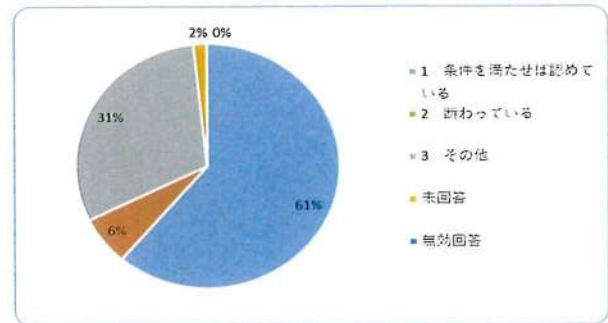
	度数
1 債務の保証	60
2 他の患者やその家族とのトラブルへの対応	43
3 個人情報保護に関する同意	40
4 治療計画や看護計画などの同意	48
5 病院内で身体拘束が必要になった場合の同意	43
6 本人生存中の退院における居室などの明渡しや原状回復の履行	32
7 本人の退院・転院時における身元の引受け	49
8 医療行為の同意	47
9 看取り・延命治療等に関する意向の同意	48
10 本人が行方不明になった際の対応	37
11 本人が死亡した際のご遺体・遺品の引受け・葬儀等	50
12 その他	1
未回答	0



「債務の保証」が最も多い。全体的に数値が高く、まんべんなく求められている。

問7 貴院では入院時に「身元保証人等」が見つからない場合、どのような対応をしていますか。

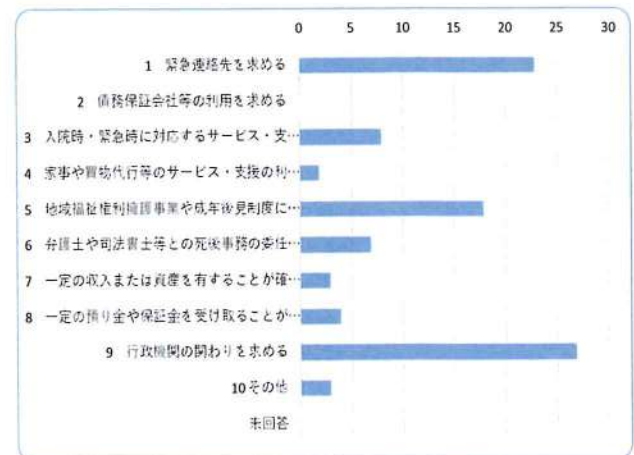
	度数	
1 条件を満たせば認めている	38	61.3%
2 断わっている	4	6.5%
3 その他	19	30.6%
未回答	1	1.6%
無効回答	0	0.0%
合計	62	



「条件を満たせば認めている」が最も多く 61.3%で、次いで「その他」の順になっている。「その他」で多いのは「条件は設けていない」という回答であった。

問7-1 「身元保証人等」が見つからない場合の受け入れの条件とはどのようなものですか。

	度数
1 緊急連絡先を求める	23
2 債務保証会社等の利用を求める	0
3 入院時・緊急時に対応するサービス・支援の利用を求める	8
4 家事や買物代行等のサービス・支援の利用を求める	2
5 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度による金銭・財産管理制度の利用を求める	18
6 弁護士や司法書士等との死後事務の委任契約を利用する	7
7 一定の収入または資産を有することが確認できる	3
8 一定の預り金や保証金を受け取ることができる	4
9 行政機関の関わりを求める	27
10 その他	3
未回答	0



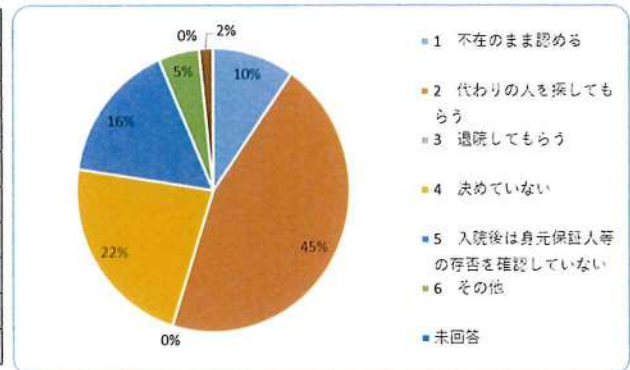
「行政機関の関わりを求める」が最も多く、次いで「緊急連絡先を求める」「地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等による金銭・財産管理制度の利用を求める」の順になっている。

問7-2 「身元保証人等」がいなくても入所等を認めて問題なく運営していくために、貴院が特に工夫していることがあれば記入してください。

院内の社会福祉士や精神保健福祉士との連携を行う旨の回答が複数あった。また、入院前に情報収集を行い、関係者の役割を確認すること、成年後見制度・地域福祉権利擁護事業、行政・民生委員など第三者の関わりを求めるとの回答や本人の同意を原則として進めるとの回答もあった。その他「社会的ハイリスク患者への対応マニュアル」を作成しているなどの工夫があげられていた。

問 8 貴院では入院中に「身元保証人等」がいなくなった場合、どのような対応をしていますか。

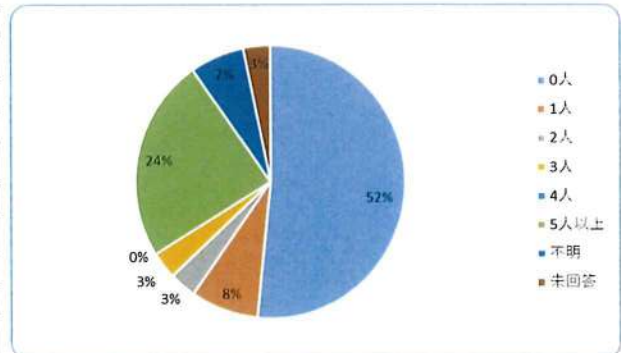
	度数	
1 不在のまま認める	6	9.7%
2 代わりの人を探してもらう	28	45.2%
3 退院してもらう	0	0.0%
4 決めていない	14	22.6%
5 入院後は身元保証人等の存否を確認していない	10	16.1%
6 その他	3	4.8%
未回答	0	0.0%
無効回答	1	1.6%
合計	62	



「代わりの人を探してもらう」が最も多く 45.2%で、次いで「決めていない」の順になっている。

問 9 貴院では平成 30 年 11 月末時点で、「身元保証人等」がいない人の人数は何人おられますか。

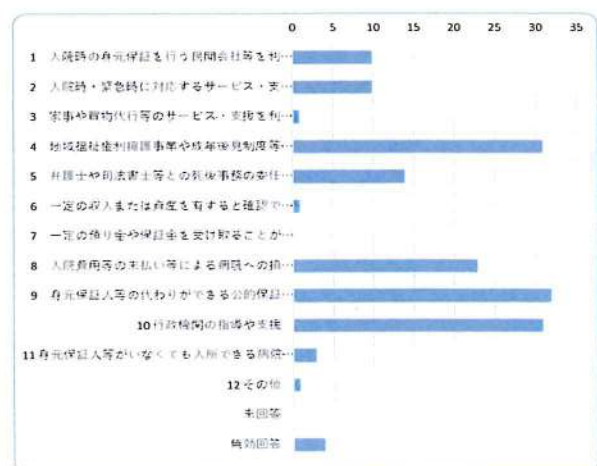
	度数	
0人	32	51.6%
1人	5	8.1%
2人	2	3.2%
3人	2	3.2%
4人	0	0.0%
5人以上	15	24.2%
不明	4	6.5%
未回答	2	3.2%
合計	62	



「0人」が 51.6%で、次いで「5人以上」が 24.2%での回答であった。

問 10 仮に「身元保証人等」制度を廃止する場合、どんな代替があれば良いですか。

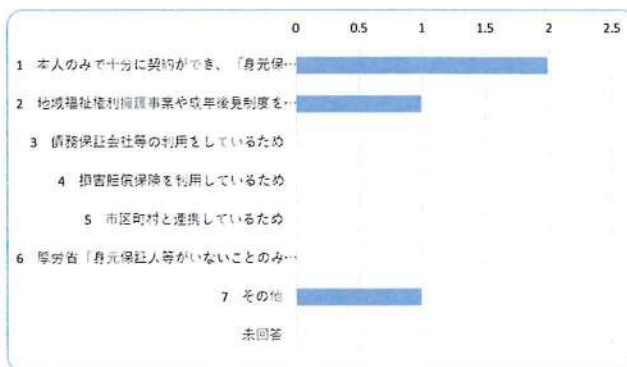
	度数
1 入院時の身元保証を行う民間会社等を利用する	10
2 入院時・緊急時に対応するサービス・支援を利用する	10
3 家事や買物代行等のサービス・支援を利用する	1
4 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等の利用による金銭・財産管理制度を利用する	31
5 弁護士や司法書士等との死後事務の委任契約を利用する	14
6 一定の収入または資産を有すると確認できる	1
7 一定の預り金や保証金を受け取ることができる	0
8 入院費用等の未払い等による病院への損害も補償される保証保険を創設する	23
9 身元保証人等の代わりができる公的保証の仕組み・サービスを創設する	32
10 行政機関の指導や支援	31
11 身元保証人等がいなくても入所できる病院を増やす	3
12 その他	1
未回答	0
無効回答	4



「身元保証人等の代わりができる公的保証の仕組み・サービスを創設する」が最も多く、次いで同値で「地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等の利用により金銭・財産管理制度を利用する」「行政機関の指導や支援」の順になっている。

問 1 1 「身元保証人等」がいなくても認める理由はどのようなものですか。  
 (※問 1 で身元保証人等を「2 求めていない」とされた方のみ対象)

	度数
1 本人のみで十分に契約ができ、「身元保証人等」は必要ないため	2
2 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度を利用しているため	1
3 債務保証会社等の利用をしているため	0
4 損害賠償保険を利用しているため	0
5 市区町村と連携しているため	0
6 厚労省「身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」の通知があるため	0
7 その他	1
未回答	0



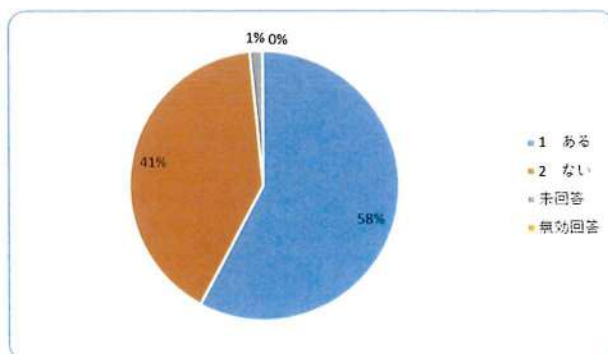
「本人のみで十分に契約ができ、『身元保証人等』は必要ない」「地域福祉権利擁護事業や成年後見制度を利用しているため」「その他（入院誓約書を作成していない）」との回答があった。

問 1 2 「身元保証人等」がいなくても入所等を認めて問題なく運営していくために、貴院が特に工夫していることがあれば記入してください。(※問 1 で身元保証人等を「2 求めていない」とされた方のみ対象)

「入院する際に、緊急連絡先を 3 名記入していただくようにしている」との回答があった。

問 1 3 貴院ではこれまでに保証関係のトラブルが起こったことはありますか。

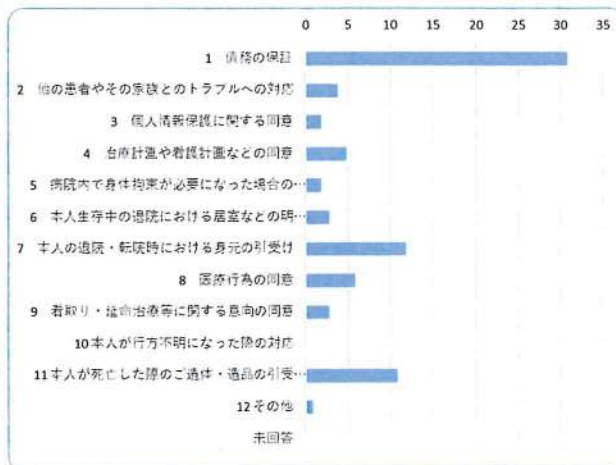
	度数	
1 ある	37	57.8%
2 ない	26	40.6%
未回答	1	1.6%
無効回答	0	0.0%
合計	64	



「ある」が 57.8%で、「ない」が 40.6%での回答であった。

### 問13-1 これまでにどのようなトラブルが起きましたか。

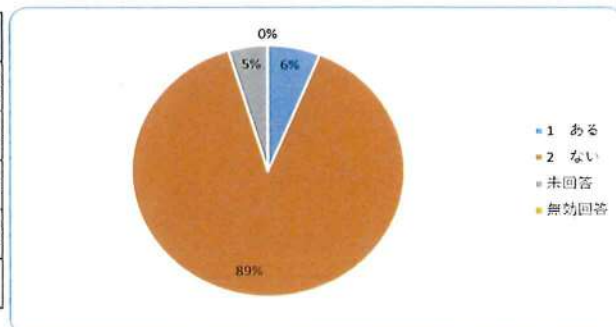
	度数
1 債務の保証	31
2 他の患者やその家族とのトラブルへの対応	4
3 個人情報保護に関する同意	2
4 治療計画や看護計画などの同意	5
5 病院内で身体拘束が必要になった場合の同意	2
6 本人生存中の退院における居室などの明渡しや原状回復の履行	3
7 本人の退院・転院時における身元の引受け	12
8 医療行為の同意	6
9 看取り・延命治療等に関する意向の同意	3
10 本人が行方不明になった際の対応	0
11 本人が死亡した際のご遺体・遺品の引受け・葬儀等	11
12 その他	1
未回答	0



「債務の保証」が最も多く、次いで「本人の退院・転院時における身元の引受け」「本人が死亡した際のご遺体・遺品の引受け・葬儀等」の順になっている。

### 問14 貴院では「意思決定が困難な患者」への対応についてのマニュアルや規程などがありますか。

	度数	
1 ある	4	6.3%
2 ない	57	89.1%
未回答	3	4.7%
無効回答	0	0.0%
合計	64	

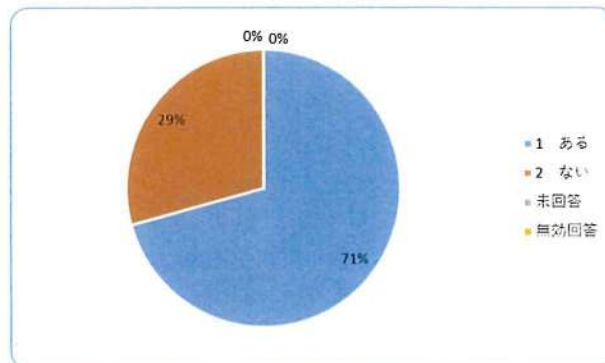


「ない」が89.1%で、「ある」が6.3%での回答であった。「ある」と回答いただいた中でその名称は「説明と同意に関するマニュアル」「医療安全対策マニュアル」「社会的ハイリスク患者への対応マニュアル」という回答があった。

### 3) アンケート集計結果【支援者】

問1 貴事業所ではこれまでに「身元保証人等がいなくて困っているという相談」や「支援を行っている利用者に保証人がいなくて困ったこと」がありますか。

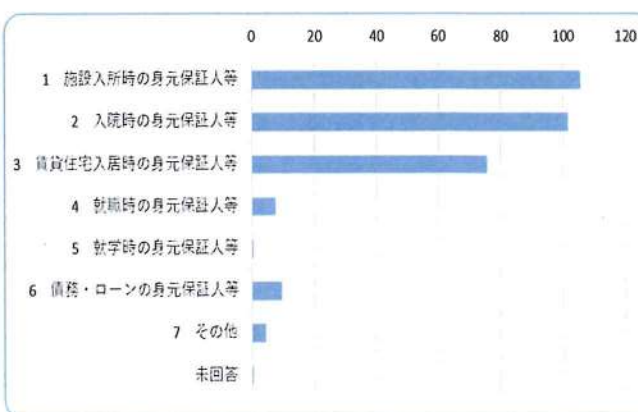
	度数	
1 ある	133	70.7%
2 ない	55	29.3%
未回答	0	0.0%
無効回答	0	0.0%
合計	188	



「ある」が70.7%で、「ない」が29.3%での回答であった。

問2 「相談」を受けたり、「困ったこと」が生じたりしたのはどのような場面でしたか。

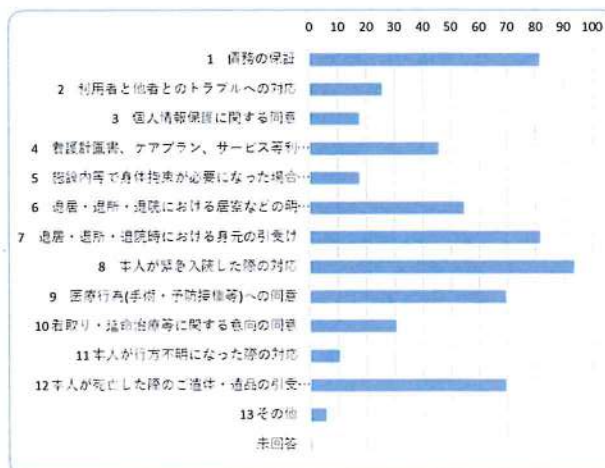
	度数
1 施設入所時の身元保証人等	106
2 入院時の身元保証人等	102
3 賃貸住宅入居時の身元保証人等	76
4 就職時の身元保証人等	8
5 就学時の身元保証人等	1
6 債務・ローンの身元保証人等	10
7 その他	5
未回答	1



「施設入所時の身元保証人等」「入院時の身元保証人等」が多く、次いで「賃貸住宅入居時の身元保証人等」の順になっている。「その他」では「手術等、医療的行為に署名が必要な状況が発生した時」という回答があった。

問3 「相談」を受けたり、「困ったこと」において、身元保証人等に求められたのはどのような役割でしたか。

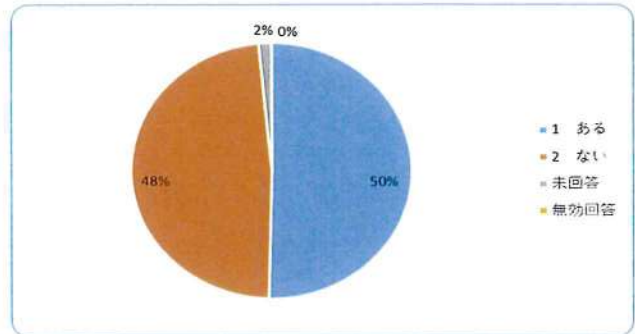
	度数
1 債務の保証	82
2 利用者与其他者とのトラブルへの対応	26
3 個人情報保護に関する同意	18
4 看護計画書、ケアプラン、サービス等利用計画などへの同意	46
5 施設内等で身体拘束が必要になった場合の同意	18
6 退居・退所・退院における居室などの明渡しや原状回復の履行	55
7 退居・退所・退院時における身元の引受け	82
8 本人が緊急入院した際の対応	94
9 医療行為(手術・予防接種等)への同意	70
10 看取り・延命治療等に関する意向の同意	31
11 本人が行方不明になった際の対応	11
12 本人が死亡した際のご遺体・遺品の引受け・葬儀等	70
13 その他	6
未回答	1



予期が難しい「本人が緊急入院した際の対応」が最も多く、次いで「債務の保証」「退居・退所・退院時における身元の引受け」が同値、「医療行為（手術・予防接種等）への同意」「本人が死亡した際のご遺体・遺品の引受け・葬儀等」の順になっている。

問5 貴事業所ではこれまでに利用者から「身元保証人等」になって欲しいと頼まれたことがありますか。

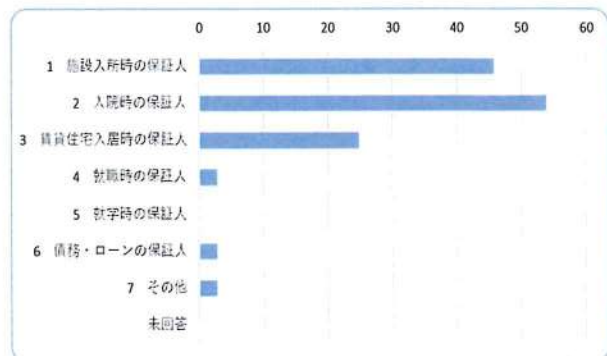
	度数	
1 ある	67	50.4%
2 ない	64	48.1%
未回答	2	1.5%
無効回答	0	0.0%
合計	133	



「ある」が50.4%で、「ない」が48.1%での回答であった。

問5-1 頼まれた保証人はどのような内容でしたか。

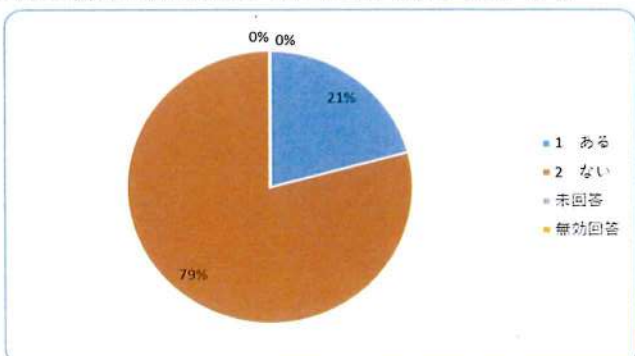
	度数
1 施設入所時の保証人	46
2 入院時の保証人	54
3 賃貸住宅入居時の保証人	25
4 就職時の保証人	3
5 就学時の保証人	0
6 債務・ローンの保証人	3
7 その他	3
未回答	0



「施設入所時の身元保証人等」「入院時の身元保証人等」が多く、次いで「賃貸住宅入居時の身元保証人等」の順になっている。「その他」では「手術等、医療的行為に署名が必要な状況が発生した時」という回答があった。

問5-2 貴事業所では身元保証人等を頼まれた際に引き受けたことがありますか。

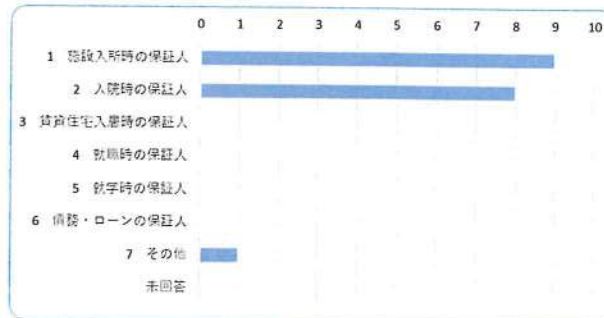
	度数	
1 ある	14	20.9%
2 ない	53	79.1%
未回答	0	0.0%
無効回答	0	0.0%
合計	67	



「ない」が79.1%で、「ある」が20.9%での回答であった。

問5-3 引き受けた保証人はどのような内容でしたか。

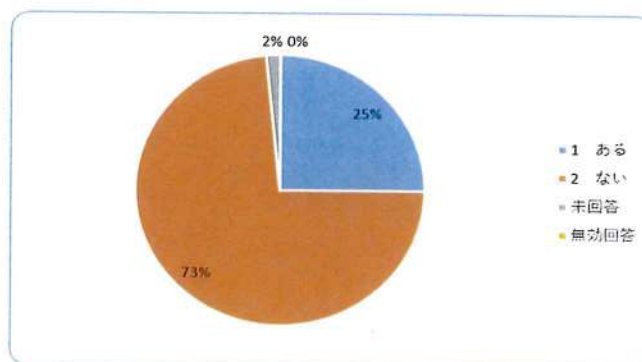
	度数
1 施設入所時の保証人	9
2 入院時の保証人	8
3 賃貸住宅入居時の保証人	0
4 就職時の保証人	0
5 就学時の保証人	0
6 債務・ローンの保証人	0
7 その他	1
未回答	0



「施設入所時の身元保証人等」「入院時の身元保証人等」が多く回答があった。

問6 貴事業所では、身元保証人等がない利用者のために担える対応がありますか。

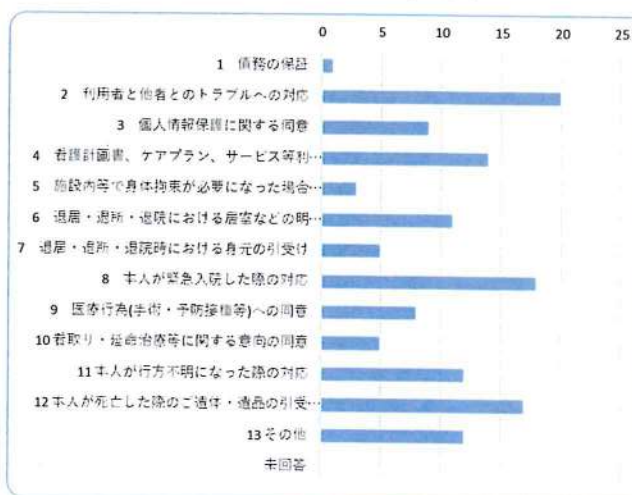
	度数	
1 ある	47	25.0%
2 ない	138	73.4%
未回答	3	1.6%
無効回答	0	0.0%
合計	188	



「ない」が73.4%で、「ある」が25.0%での回答であった。

問6-1 身元保証人等がない利用者のためにどのような内容を担えますか。

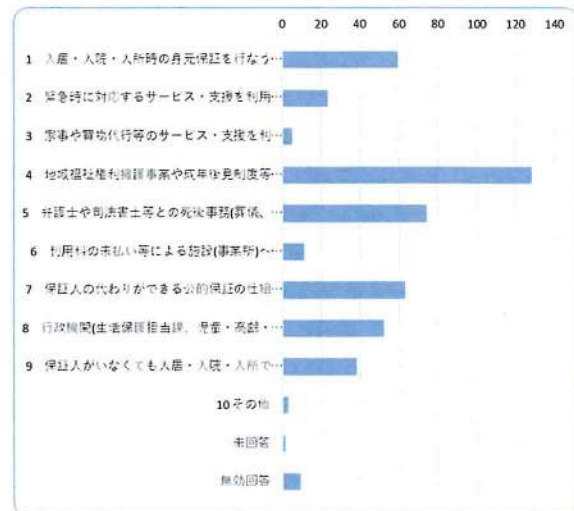
	度数
1 債務の保証	1
2 利用者とは者とのトラブルへの対応	20
3 個人情報保護に関する同意	9
4 看護計画書、ケアプラン、サービス等利用計画などへの同意	14
5 施設内等で身体拘束が必要になった場合の同意	3
6 退居・退所・退院における居室などの明渡しや原状回復の履行	11
7 退居・退所・退院時における身元の引受け	5
8 本人が緊急入院した際の対応	18
9 医療行為(手術・予防接種等)への同意	8
10 看取り・延命治療等に関する意向の同意	5
11 本人が行方不明になった際の対応	12
12 本人が死亡した際のご遺体・遺品の引受け・葬儀等	17
13 その他	12
未回答	0



「利用者とは者とのトラブルの対応」が最も多く、次いで「本人が緊急入院した際の対応」「本人が死亡した際のご遺体・遺品の引受け・葬儀等」の順になっている。「その他」では「成年後見制度の利用支援」「相談事業として他機関との調整」という回答があった。

問7 「身元保証人等」がいない人を支援する場合、「保証人」の代わりとなる条件や制度があるとすれば、どのような内容が考えられますか。

	度数
1 入居・入院・入所時の身元保証を行なう民間会社等を利用する	60
2 緊急時に対応するサービス・支援を利用する	24
3 家事や買物代行等のサービス・支援を利用する	6
4 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等の利用による金銭・財産管理制度を利用する	129
5 弁護士や司法書士等との死後事務(葬儀、遺品整理、遺産相続等)の委任契約を利用する	75
6 利用料の未払い等による施設(事業所)への損害も補償される保証保険を創設する	12
7 保証人の代わりができる公的保証の仕組み・サービスを創設する	64
8 行政機関(生活保護担当課、児童・高齢・障害福祉担当課等)の指導や支援	53
9 保証人がいなくても入居・入院・入所できる物件・病院・施設等を増やす	39
10 その他	4
未回答	2
無効回答	10



「地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等の利用による金銭・財産管理制度を利用する」が最も多く、次いで「弁護士や司法書士等との死後事務（葬儀、遺品整理、遺産相続等）の委任契約を利用する」の順になっている。

### 3. 身元保証人等がない人への対応

#### 1) 福祉施設が身元保証人等に求める機能や役割

実態調査の集計結果からも分かる通り、福祉施設が身元保証人等に求める機能や役割は多岐にわたりますが、主に次の事項であると考えられます。

- ①緊急の連絡先に関する事
- ②ケアプランやサービス等利用計画などの同意に関する事
- ③支払いに関する事
- ④退所・転所に関する事
- ⑤死後事務に関する事

なお、上記の他に身元保証人等に対して医療行為の同意をする役割を期待している事例もありますが、医療行為の同意については、本人の一身専属性が極めて強いものであり、身元保証人等の第三者に同意の権限はないものと考えられます。そこで、医療行為の同意に関する考え方や対応については別に取り扱うこととして、「3) 医療行為の同意に関する事」に詳述しています。

#### 2) 身元保証人等がない人への具体的対応

上記の求められる機能や役割は、法的な意味での保証人とは必ずしも一致しないと考えられます。本報告書3ページで示している法的に定義した場合の保証人は、③支払いに関する事に類似していると思われます。

また、①から⑤の項目はそれぞれが独立した内容であり、連動はしていません。これらを身元保証人等に全て求めると、負担が重くなりすぎ敬遠されてしまいます。

これらの各項目について、「できること」「できないこと」「必須のこと」など求められていることの優先順位を検討していくことが大切です。

下記にそれぞれの項目の対応について整理をしました。なお項目によっては

- (I) 本人の判断能力が十分な場合
  - (II) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合
  - (III) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合
- に分けて示しています。

言うまでもありませんが、どの場合でも本人の意思を確認・尊重しながら支援を行っていくことが原則です。

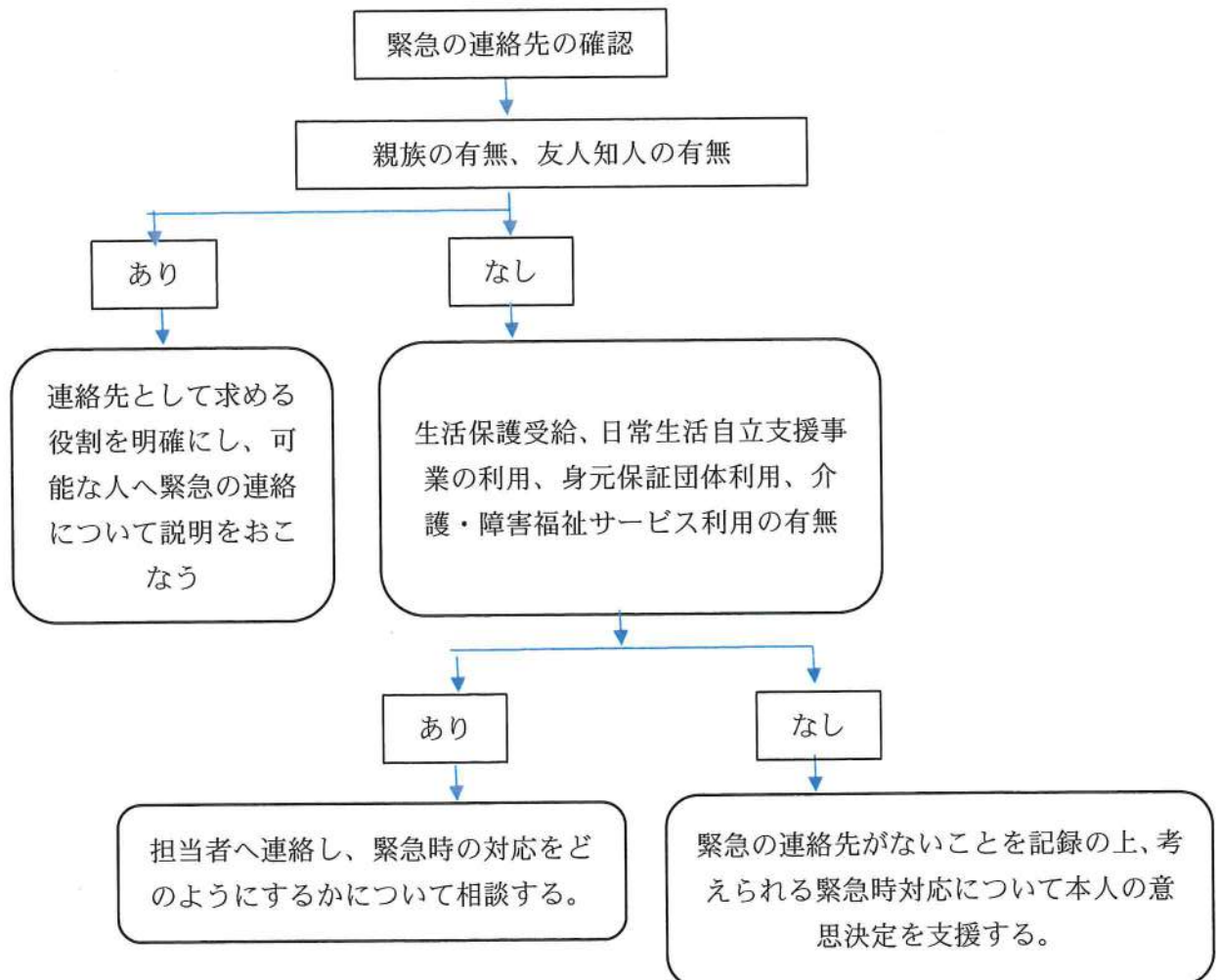
### ① 緊急の連絡先に関すること

身元保証人等がない場合の受け入れの条件として、多くの福祉施設が緊急連絡先を求めています。緊急連絡先の概念については、統一された見解がなく、明確に整理されていない現状があります。そのため、緊急連絡先について、福祉施設が期待する役割と、緊急連絡先となる側が考える役割との間に齟齬が生じている可能性もあります。したがって福祉施設、本人、後見人等の関係者間において、あらかじめ緊急時として想定される場面を洗い出し、本人の了解でできること、福祉施設が内部で検討してできること、親族や後見人等の外部の関係者でなければできないことを整理した上で、本人の意思を尊重した対応方法を検討することが必要です。

必要な支援内容を具体的にあげながら、支援の役割分担をするためのツールとして参考2 支援シートなども作成されていますので参照してください。

#### (I) 本人の判断能力が十分な場合

下記のフローチャートを参考に親族や友人知人の有無等を確認し、本人の意向を確認した上で、緊急連絡先となれる人がいるかを確認します。



## (Ⅱ) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

後見人等が緊急連絡先となるかどうかについて確認します。

後見人等が緊急連絡先とならない場合であっても、その後の利用料等の支払いや見守り体制に関わるため、緊急時の対応が終了したのちに本人の状況や結果等について後見人等に伝えます。

## (Ⅲ) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

緊急の連絡先がないことを記録の上、考えられる緊急時対応について本人の意思決定を支援します。

緊急連絡が必要な内容を整理し、本人の状況や状態によって窓口となる行政担当課等の関係機関などに連絡・調整します。

具体的には参考1で示している関係機関などがあげられます。

### 参考1

どこにつなぐ...?

高齢者：市町村又は地域包括支援センターへ相談

障害者：市町村又は基幹相談支援センター等へ相談

生活保護受給者：生活保護の実施機関（福祉事務所）へ相談

上記以外で経済的に困窮するおそれのある人：生活困窮者に対する相談窓口へ相談

地域包括支援センター等が介護予防の事業や民生委員等からの情報で本人の暮らしを把握していることもあります。本人から同意を得た上で、地域包括支援センターや市町村と連絡をとります。

本人が、緊急の連絡先やかかりつけ医などを予め記載した書類等を持っている場合もあります。

役割の分担により本人契約のみで施設利用ができるように支援するには...

様の支援シート

この書類は、施設利用にあたり保証人の確保が難しい方向けに作成しました。支援を分担することで本人契約のみで施設利用ができるように考えた書類です。利用者様がある程度の判断能力を有している場合を想定しておりますので、判断能力が不十分になった場合は成年後見制度を活用してください。

支援内容	支援をする方の署名	やっていただくこと	施設や社会資源で支援できること
1 利用料の支払いに関する こと	関係・続柄 ( ) 連絡先 ( ) -	利用者様に代わり、利用者様の財産から施設に利用料を払っていただきます。保証人ではないため、支払いに関する連帯責任を負うことはありません。本人の財産では支払いが困難な場合は施設にご相談ください。	現金支払いや口座振替など支払方法の変更に関しては施設にご相談ください。 日常生活自立支援事業や成年後見制度を活用することもできます。
2 利用中の身の回りの援助	関係・続柄 ( ) 連絡先 ( ) -	施設利用中に必要な物品の準備や洗濯の支援を行っていただきます。また、長期間の入所になる場合は電気やガスなどの停止の手続きをお願いいたします。	有料になりますが、洗濯などは外部サービスを利用できる場合があります。それぞれ施設の施設にご相談ください。
3 医療機関への受診介助 や緊急時の対応	関係・続柄 ( ) 連絡先 ( ) -	医療機関への受診が必要になった場合に付き添いをしていただきます。受診の結果によっては入院手続きが必要になる場合があります。	緊急時は施設で搬送を行います。病院側へ情報提供を行い次第引き継ぎをお願いします。 医療行為の決定権は本人のみが有しています。本人の意思確認がとれない場合は本人にとって最適な治療方針を搬送先の医療チームに考えてもらいます。
4 サービスの方針や退所 に向けた相談	関係・続柄 ( ) 連絡先 ( ) -	施設サービスの内容に関する相談や退所支援に関することを利用者様・施設と一緒に考えていただきます。ケアプランなど支援方法を記載した書類に署名をいただくこともあります。 サービス内容に関する検討は終末期の治療方針も含まれます。	施設ではケアマネジャーなどの専門家が、ご本人と相談しながらより良い支援方法を考えていきます。 終末期の治療方針や介護方法などについては、ご本人がお元氣なうちに話し合いをすることが大切です。
5 施設でお亡くなりにな られた場合の遺体・遺 品の引き取り	関係・続柄 ( ) 連絡先 ( ) -	ご利用中に施設でお亡くなりにならないなられた場合の遺体や遺品のお引き取りやご葬儀の手配をお願いします。	親類の所在が不明な場合は半田市役所高齢介護課に連絡いただければ、相続人に該当する方をお探しします。 生活保護を受給されている方については、生活保護課に連絡をしてください。

## ② ケアプランやサービス等利用計画などの同意に関すること

### (Ⅰ) 本人の判断能力が十分な場合

本人が理解できるよう分かりやすく説明を行います。家族、ケアマネージャー、相談支援専門員や友人・知人など、本人の身の回りの人で、本人の入所についての説明に同席を希望する人がいる場合は本人の意向を確認した上で、情報提供を行います。

### (Ⅱ) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

後見人等が選任されている場合も、まずは本人が理解できるよう分かりやすく説明を行い、本人の意向を確認することが原則となります。

本人から同意を得ることが難しく、後見人が選任されている時は、後見人に内容の確認、同意を求めます。

保佐人又は補助人が選任されている時は、介護サービス利用にあたっての契約締結の代理権がその保佐人又は補助人にあるかどうかを確認の上、代理権をもつ場合は、内容の確認、同意を求めます。

### (Ⅲ) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

本人が理解できるよう分かりやすく説明を行い、本人に同意を求めます。

本人の判断能力が低下している又は本人から同意を得ることが難しい場合は、親族やケアマネージャー、相談支援専門員、友人・知人等、本人のことをよく知る多様な関係者からできるだけ情報収集を行い、内容について協議することが必要です。また、本人への説明を試みた上で、その旨を記録として残すことで対応をします。あわせて、成年後見制度の活用を検討します。

### ③支払いに関すること

#### (I) 本人の判断能力が十分な場合

本人に判断能力があり、入所費等の支払いが可能な場合は、原則本人が支払います。生活費等に困窮していると考えられる場合には、自治体の生活困窮者に対する相談窓口や生活保護の相談窓口への相談も必要です。

なお、生活保護の開始時期は、急迫保護(\*)の場合を除き、原則として申請のあった日以降において要保護状態であると判定された日となるため、入院時の初期対応が重要になります。

(\*)生活保護制度は、本人からの申請に基づくことを原則としています(申請主義)が、重篤な状態で生命の危機にある等、本人からの申請が難しい場合には、申請がなくとも役所の職権で保護を決定します。これを急迫保護といいます。

#### (II) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

後見人が選任されている場合は、後見人が支払い代行をしますので、後見人に相談します。

保佐人又は補助人が選任されているときは、預貯金の管理に関する代理権の有無がその保佐人又は補助人にあるかどうかを確認の上、代理権をもつ場合は保佐人又は補助人に相談します。

後見人等は、後見によって生じる本人に関する費用は本人の財産から支弁します。なお、後見人等が身元保証人等として、利用料等を負担することはありません。

#### (III) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

本人に判断能力があり、本人が支払い可能な場合は本人に支払いを求めます。

本人に判断能力はあるが預金の引き出し等の支払い手続きが難しい場合は、専門職など第三者と財産管理契約を結び、金銭管理支援を行うことが考えられます。

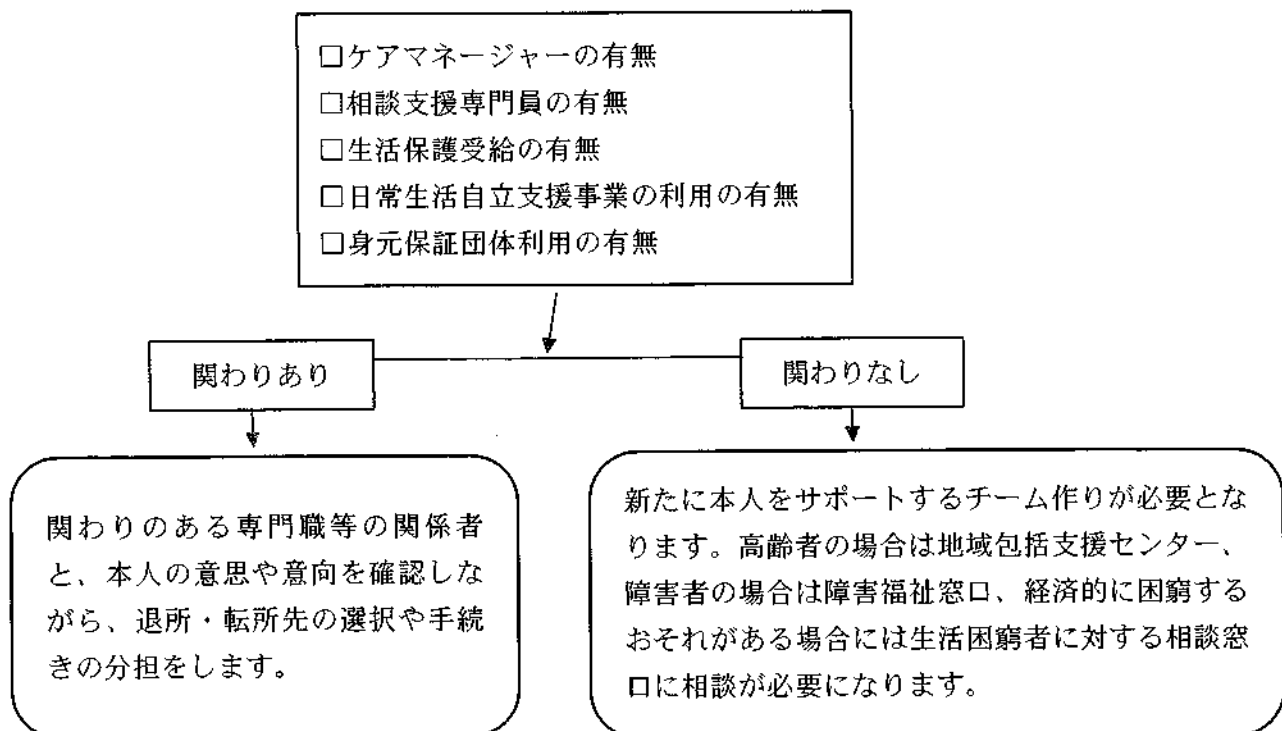
本人の判断能力が低下して金銭管理が難しい場合は、「地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)」による日常的な金銭管理サービスや成年後見制度の活用が考えられます。これらは、いずれも本人の資産の範囲内での対応になります。

#### ④退所・転所に関すること

施設を退所・転所する際に調整が難航する事例として、①現在の入所施設では身元保証人等を必要としていないが、退所・転所先では必要としている場合、②現在の入所施設と退所・転所先とで身元保証人等に求める役割が異なっている場合等が考えられます。調整が難航する場合は、現在の入所施設と退所・転所先、後見人等の関係者において、身元保証人等に関する今後の対応について協議が必要です。

#### (I) 本人の判断能力が十分な場合

退所・転所支援が必要な場合は、退所後・転所先の生活等について本人に相談します。その際、下記の項目を確認しておいてください。



#### (II) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

本人の意向を確認した上で、後見人等に相談します。退所・転所する場合の医療・介護・福祉サービスの契約は成年後見人等の業務となります。退所・転所後、本人にどのようなサービスや医療が必要と考えられるのか、どのような選択肢がありうるのかについて、後見人等に説明します。

なお、成年後見人等は、居室の明け渡しや退所・転所の付き添いのような事実行為を成年後見人等の業務として行うものではありません。しかし、必要に応じてこれらを行うサービスを手配するのは後見人等の業務に含まれます。内容によっては事実行為を実施する等の対応を行っている場合もあります。依頼したい具体的内容を伝え、後見人等に相談します。

### (Ⅲ) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

退所・転所先やその後の生活等について本人に相談します。そして新たに本人をサポートするチーム作りが必要となります。本人と関わりのあった専門職や退所・転所後に関わりが想定される専門職等の関係者と、本人の意思や意向を確認しながら、退所・転所後の選択や手続きの分担をします。

本人の判断能力がない場合は成年後見制度の利用準備を含めた支援によってスムーズに進むケースもありますので、本人をサポートするチーム作りをしていく過程で、成年後見制度の相談窓口への相談も必要です。

## ⑤死後事務に関すること

### I 死亡届

福祉施設で亡くなられた場合は、施設長が死亡届の届出義務者になります。また、病院で亡くなられた場合は、病院長が死亡届出義務者になります。

成年後見制度を利用している場合は、後見人等も死亡届の届出資格者になります。  
(戸籍法86条)

届出義務者	第一 同居の家族 第二 その他の同居品 第三 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人
届出資格者	同居の親族以外の親族 後見人、保佐人、補助人及び任意後見人

### II 遺体・遺品の引き取り、葬儀等

本人の意向を事前に確認しておくことが大切です。そのツールとしては、[参考4](#)のエンディングノートやシートを活用することがあります。老いや死を見つめながらどう生きていくかを考え、書き記すことで、改めて本人の生きていく目的、生きがいが見えてきます。先の生活を考えた時に漠然と感じる「不安」を一つずつ整理解消し、その上で死亡した後の対応について、希望を確認することができます。生前に本人らしい生活を支援することと死亡した後の対応については相互に関係性が深いものだと考えられます。

本人の意思・希望に沿った支援を行うため、生前に死後事務委任契約を締結することで葬儀・埋葬等の問題に対応することも考えられます。

なお、本人の意向を確認し、親族以外の人においても死亡時に立ち会って見送れる人がいれば、最後の見送りの同席について相談します。

#### (I) 本人の判断能力が十分な場合

親族等がない場合の遺体・遺品の引き取り・葬儀等については市町が行うこととなります。

可能であれば窓口となっている課や部など（市町によって違います）に手順を確認しておくスムーズです。

根拠となる法律等について、参考4に示しています。

## (Ⅱ) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

2016年10月施行の改正民法により、死後事務に関する成年後見人の事務の範囲が明確化され、相続財産の保存行為、弁済期が到来した相続債務の弁済、火葬又は埋葬に関する契約の締結等については、相続人の意思に反することが明らかでない等一定の要件を充たす場合に後見人の権限に含まれることとされました。なお、葬儀に関する権限については、後見人としての事務に含まれていません。

また、保佐人又は補助人の場合も、本人の個別の死後事務委任契約を把握している場合があるため、相談が必要です。

## (Ⅲ) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

親族等がない場合の遺体・遺品の引き取り・葬儀等については市町が行うこととなります。

可能であれば窓口となっている課や部など（市町によって違います）に手順を確認しておくスムーズです。

根拠となる法律等について、[参考3](#)に示しています。

### 参考3

#### [墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律第48号）](#)

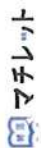
第9条 死体の埋葬又は火葬を行うものがないとき又は判明しないときは、死亡地の市町長が、これを行わなければならない。

2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定を準用する。

#### [行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）](#)

第7条 行旅死亡人アルトキハ其ノ所在地市町村ハ其ノ状況相貌遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ記録シタル後其ノ死体ノ埋葬又ハ火葬ヲ為スベシ

2 墓地若ハ火葬場ノ管理者ハ本条ノ埋葬又ハ火葬ヲ拒ムコトヲ得ス



周南市

# ～元気なうちから「人生会議」～ わたしの“いきかた”ノート



名前

平成31年度

## 第1章 元気なうちから「人生会議」

こんなふうに考えていませんか？

自分はまだ大丈夫

死のことは考えたくない

そんな話、嫌だでもない

家で書類なんて整理



病院で問とってもらえる

希望は書いても仕方ない

全て、医師や家族に任せます

人に迷惑をかけないことが一番

あ・う・ん ネット周南 からのお知らせ

人生の最終段階で、ものごとが「思い通りに進まない」ならば「人生会議」。  
監督・主治であるあなたや、メカホンを取り、演じる最後の幕です。  
是非あなたも、決めて、進めたい。進めたい。進めたい。進めたい。進めたい。  
最後まであなたやメカホンを取り、演じる。進めたい。進めたい。進めたい。進めたい。  
進めたい。進めたい。進めたい。進めたい。進めたい。進めたい。進めたい。進めたい。  
そんな話でも、シナリオだけは、あなた自身で書いておきたい。進めたい。進めたい。進めたい。進めたい。

この「わたしの“いきかた”ノート」は、ご自分の人生の最終幕のシナリオです。  
あなた自身が、ご自分の人生を振り返り、  
・わたしのこと  
・もしものこと  
・エンディング(いくつまで)など、このノートに書き記しておきましょう。  
ご家族やまわりの方に、このノートを見てもらったり、一緒に話すのもよいからしれません。  
書面に花が咲き、さつと「よい人生だった」と思えることですよ。

「延命措置はするの？」「書べられなくなったらどうするの？」  
そんな話ばかりでは、「誰記でもない」と言いたくありませんが、  
あなたの人生の最終幕のシナリオ書では、書かなくてはいけないこと、  
書かなくてはいけないこと、書かなくてはいけないこと、  
たくさん書いて、人生の最終幕を書きかき、そして満足いくものにしたいですね。

「人生会議」しよう。

あ・う・ん ネット周南 在宅医療介護連携推進委員会  
周南 小野 真(医師)

チェックしてみてください！

人生の最終段階にありたい生きかたにしたいこと

「いきかた」(生きかた、生きかた、生きかた)は、人それぞれです。  
自分らしい「いきかた」をすすめるためには、元気なうちから、大切にしていることや望んでいること、  
ことでどういう問題を解決したいかについて、家族や医師、介護者などを交えて、事前に何度も話し合っ  
ておくこと(人生会議)が、重要です。

内容	該当に○	内容	該当に○
人との関わりが強い		自分の後継がある、誰かの役に立つ	
家で時間を過ごす		笑いがあがる	
人生を振り返る		大切な人に感謝の気持ちを書き残される	
病人としてではなくて過ごしてもらえ		思いを話してくれる人がそばにいる	
家族や友人がそばにいる		好きな本、音楽、風景、飾りがそばにある	
思いを形にしておく		祈る、拝む	
思い出話ができる		望んでいることを家族に伝えられる	
傷いと想うことについて話せる		葬儀の準備をしておく	
心が平安である		大切な人とお別れができる	
家族の負担にならない		いつかは「死因」と書信を持てる	
家族が私の死を覚悟している		身近な人に話せる	
最期をどう過ごすか決められる		残っている時間を集める	
食べたいものを食べられる		家族や友人とやり残したことをする	
痛みや苦痛がない		望む形で治療やケアをしてもらえる	
呼吸が苦しくない		「いきかた」を尊重してくれる医師がいる	
遺言に添えられない		「延命を望まない」という意思表示ができる	
意識がしっかりしている		不意や周囲を心配に陥る専門知識がある	
清潔さが保たれる		最期まで「自分らしさ」を失わない	
尊厳が守られる		いい人生だったと思える	

参考 4-2

エンディングシート		
利用者氏名	聞き取り年月日	年 月 日
<p>・あなたの好きな食べ物や飲み物は何か？</p> <p>・あなたの思い出の場所や行ってみたいところはどこですか？</p> <p>・あなたはどんな音楽が好きですか？</p> <p>・あなたが好きな色は何ですか？</p> <p>・好きなお花はありますか？</p> <p>・亡くなる前に会いたい人はいますか？</p> <p>・ご家族に残してあげたい物はありますか？</p> <p>・あなたがもし病気になる場合は、延命治療を希望しますか？</p> <p>・あなたがもし亡くなった場合はどのような葬儀を希望されますか？</p>		

県内養護老人ホームにて使用されている様式

参考 4-3

人生の終わりで、あなたは、どのように過ごしたいですか？

## 「人生会議」

もしものときのために  
ACF 人生会議  
～自らが望む、人生の最終段階の医療・ケアについて話し合ってみませんか～  
11月30日（水）まで・無料・無料の日は人生会議の日

誰でも、いつでも、命に関わる大きな病気やケアをする可能性があります。

命の危険が高まった状態になると、約70%の方が、医療やケアなどを自分で決めたり望みを人に伝えたりすることが、できなくなると言われています。

自らが希望する医療やケアを受けるために、大切にしていることや願っていること、どこでどのような医療やケアを望むかを自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有することが重要です。



もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する時間（人生会議「ACF：アドバンス・ケア・プランニング」）と呼びます。

あなたの心身の状態に応じて、かかりつけ医師からあなたや家族等へ適切な情報提供と説明がなされることとなります。

このよつばからは、個人の主体性が高いことによって考え、進めるものです。知りたくない、考えたくない方への十分な配慮があります。

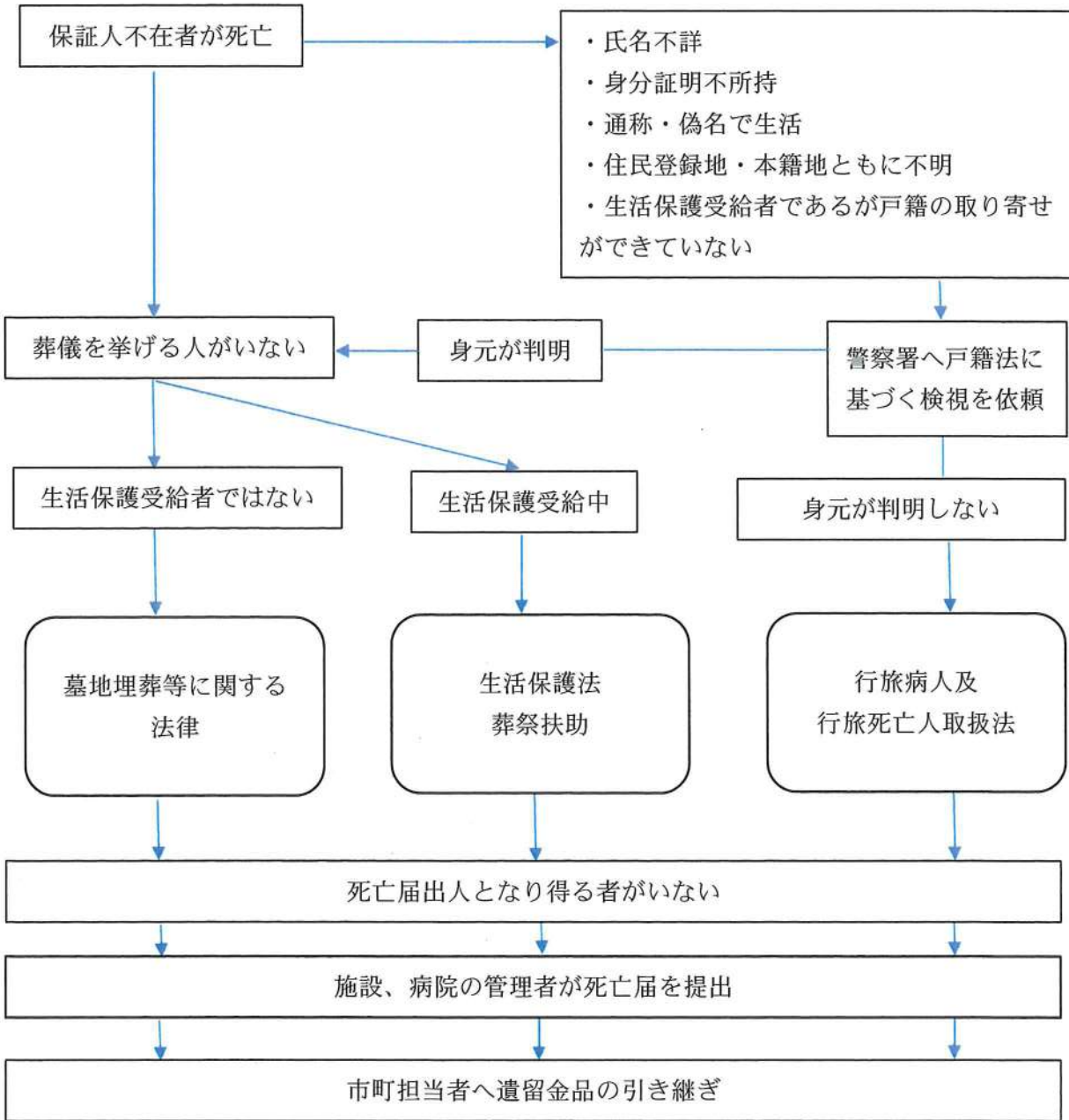
詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_02783.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02783.html)



参考5に保証人不在者の死亡事例のフローチャートを示します。個々の事例で対応方法も異なるため、一般的な流れとして参考にしてください。金融機関が死亡の事実を知った時点で口座は凍結されます。対応について検討しておく必要もあります。

参考5

保証人不在者の死亡事例のフローチャート例



「医療ソーシャルワーカーのための保証人不在者対応マニュアル」一般社団法人愛知県医療ソーシャルワーカー協会より抜粋



### 3) 医療行為の同意に関すること

福祉施設が身元保証人等に求める機能や役割は多岐にわたり、身元保証人等に対して医療行為の同意をする役割を期待している事例もありますが、医療に係る意思決定が困難な場合の対応は、これまで述べてきた福祉施設が身元保証人等に求める機能や役割とは異なる性質があると考えられます。厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」では以下のように記載されています。

医療を受けることに関する決定権（医療行為の同意）は、患者本人が有しており一身専属権とされ、厳密にはご本人しか同意できません。

医療法第1条の4第2項では、「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療をうける者の理解を得るよう努めなければならない。」とされており、本人の判断能力の程度にかかわらず、意思等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、本人による意思決定を基本とした上で適切な医療提供を行うことが重要です。

一方で、現実の医療の場面では、一時的に意識を失った患者など本人の意思が確認できない場合も日常的に多くみられます。現時点では、このような場合における本人以外の第三者の決定・同意について、法令等で定められている一般的なルールはなく、社会通念や各種ガイドラインに基づき、個別に判断されているものと考えられます。

#### (I) 医療に係る意思決定が容易な場合

本人の同意に基づいて医療行為を行ってもらおうよう医師にお願いします。

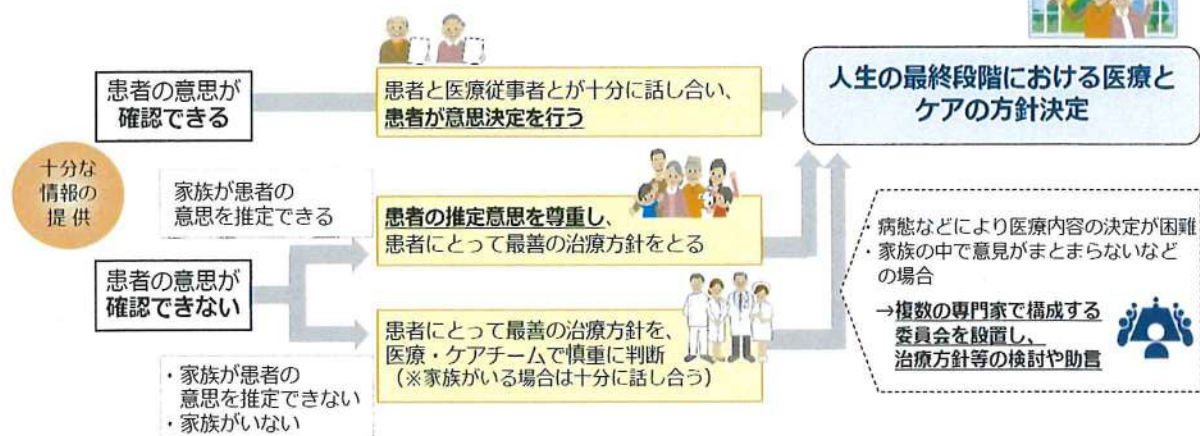
#### (II) 医療に係る意思決定が困難な場合

福祉関係者や成年後見人等は医療行為への同意はできませんが、身上監護の視点から、本人の意思決定に対する支援への関与が望まれます。

入所者の治療に関し、医療機関から施設長に対して医療行為への同意を求められることがあります。成年後見人等と同様に、施設長が医療行為への同意をすることはできません。ただし、入所時や入所中に医療行為に関する希望についての本人から聞き取りを行っていたり、普段の言動から本人が望んでいたこと等を把握している場合は、医療機関にその内容を伝える等の協力を行うことが必要です。

意思決定が求められる時点で本人の意思が確認できない場合、[参考6](#)「人生の最終段階における医療とケアの話し合いのプロセス」（以下プロセスガイドライン）の考え方を踏まえ、関係者や医療・ケアチームの中で慎重な判断を行ってもらう必要があります。なお、直ちに究明措置を必要とするような緊急の場合には、柔軟に対応する必要があります。

▶ 人生の最終段階における医療とケアの話し合いのプロセス



◆ 人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン、ガイドライン（解説編）、及びこのリーフレットは厚生労働省のホームページに掲載しています。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/saisyuu\\_iryuu/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/saisyuu_iryuu/index.html)

（プロセスガイドライン抜粋）

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、いがくてき評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

医療に関する意思決定においては、病院の医療職だけでなく、成年後見人等や福祉施設職員など利用者に係る人が繰り返し最善の方法に関して話し合いを行うことが必要となります。

なお、日常的な場面での意思決定支援に関するものとして「認知症のひとの日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（平成30年6月厚生労働省）、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成29年3月厚生労働省）が示されています。

本事業の実態調査からも、医療行為の同意については課題として多くの回答者が挙げており、対応に苦慮していることは明らかです。しかしながら、工夫や検討をしながら解決につながっている事例もありました。参考7では、実際に身寄りがない方に対して、支援者による連携や役割分担の明確化により、医療行為の実施につながった事例を紹介しています。また、参考8では医療行為に関する本人同意の事例を示していますので、各福祉施設における対応にあたっての参考にしてください。

なお、医療機関への入院に関して、平成30年4月27日付けで厚生労働省から通知が発出されていますので、参考11に示しています。

## 参考7

### 支援者による連携事例

#### ◎医療行為に関するカンファレンスの実施

→ 入院、手術が必要となった際に、本人の支援者（介護支援専門員、生活困窮者支援機関職員、訪問看護職員、訪問介護職員等）でカンファレンスを実施し、入院中及び退院後に必要となる支援内容等について整理を行い、チーム内で役割分担を行った結果、主治医の理解を得ることができた。

#### ◎緊急時の対応について役割分担を明確にした支援の体制づくり

→ 病棟看護師、医療ソーシャルワーカー、福祉事務所ケースワーカー、入所施設職員、定着支援センター職員により協議を行い、緊急時の連絡先としては①福祉事務所、②定着支援センターとして対応することとし、平日夜間及び土日の連絡先についても共有を行った。また、本人死亡時には福祉事務所より親族調査を行うことを確認した。併せて、体調回復後は、福祉事務所と定着支援センターが連携して移行先施設等の調整を行うことを申し合わせた。

医療機関に理解を求める際の視点や工夫例

◎医療行為に関することについて本人と事前に話し合いをおこなう

治療行為に関する希望及び意思表示の事前要望書及び説明書

入居時作成 入居後意思変更再作成

この「事前要望書」は、将来貴方ご自身が病状の悪化等回復の見込みがなく、且つ自身の意思を伝えることができない状態となった場合に、貴方の人権と生命の尊厳に配慮した医療行為を行うに当たり、貴方の意思を医療機関にお伝えする文書となる為に記入して頂くものです。

【趣旨】

- 1 本文書は、不測の事態になった場合に貴方の意思や人権を尊重した人道的な医療を医療機関が行える様に事前に意思表示を示す文書です。
- 2 貴方が意識の消失の事態となった場合又は的確な判断能力を消失した場合に再度立会者等と意思を推定しながら医療機関に提出いたします。
- 3 この文書は入居時はもとより入居後も、貴方の意思により何度でも変更書換ができます。又、本文書の有無や変更の有無によって貴方が有利になったり不利になることはありません。(本説明及び裏面の用語説明を参照してください。)

私の意思として、万が一回復の見込みが無くなった場合には以下のように要望します。

1 心肺蘇生処置	<input type="checkbox"/> してほしくない	<input type="checkbox"/> 積極的にしてほしい	<input type="checkbox"/> 現時点ではわからない
2 気管挿入	<input type="checkbox"/> してほしくない	<input type="checkbox"/> 積極的にしてほしい	<input type="checkbox"/> 現時点ではわからない
3 人工呼吸器装着	<input type="checkbox"/> してほしくない	<input type="checkbox"/> 積極的にしてほしい	<input type="checkbox"/> 現時点ではわからない
4 気管切開	<input type="checkbox"/> してほしくない	<input type="checkbox"/> 積極的にしてほしい	<input type="checkbox"/> 現時点ではわからない
5 昇圧剤の使用	<input type="checkbox"/> してほしくない	<input type="checkbox"/> 積極的にしてほしい	<input type="checkbox"/> 現時点ではわからない
6 輸血・血液製剤使用	<input type="checkbox"/> してほしくない	<input type="checkbox"/> 積極的にしてほしい	<input type="checkbox"/> 現時点ではわからない
7 人工透析の実施	<input type="checkbox"/> してほしくない	<input type="checkbox"/> 積極的にしてほしい	<input type="checkbox"/> 現時点ではわからない
8 鼻チューブ栄養補給	<input type="checkbox"/> してほしくない	<input type="checkbox"/> 積極的にしてほしい	<input type="checkbox"/> 現時点ではわからない
9 中心静脈栄養補給	<input type="checkbox"/> してほしくない	<input type="checkbox"/> 積極的にしてほしい	<input type="checkbox"/> 現時点ではわからない
10 胃瘻による栄養補給	<input type="checkbox"/> してほしくない	<input type="checkbox"/> 積極的にしてほしい	<input type="checkbox"/> 現時点ではわからない

\* 現時点ではわからないの場合は、緊急時や意思確認が出来ない状態だとこれらの治療がおこなわれたり、意思を推定して最もリスクが少ない治療がおこなわれたりすることがあります。

記入日(意思表示日) 年 月 日

記入者氏名(本人直筆)

	所属・職種名	関係性
①	氏名	
立会者	所属・職種名	関係性
②	氏名	

\* 立会者は必ず2名要します。又、本件に関し立会者に法的な許認可権限や責任は発生いたしません。

## 4. おわりに

社会福祉を取り巻く状況として、少子高齢化や人口の減少、経済情勢の変化等様々な要因により、これまでの福祉制度だけでは対応困難な状況が顕在化してきています。

深刻化・複雑化したニーズに対して、国も福祉施策として「地域を基盤として、専門職と地域住民の協働による支え合いのしくみづくり」の必要性を強調しています。それは、課題を抱えた本人を中心に多機関の専門職が連携し、地域住民とも協働しながら、本人の暮らしの場である地域を拠点として、本人を支えることを意味しています。

こうした動きからも、身元保証人等に関する問題は、自分たちに将来に起こりうる問題として捉える必要があります。

この度の調査研究事業の結果から、山口県内の実態として福祉施設・病院においては「身元保証人等」を9割以上が求めている実態が確認され、「身元保証人等」に期待する役割も滞納リスクや身上監護、医療同意など多岐にわたることが明らかになりました。また、「身元保証人等」に多くを期待しているにもかかわらず、必ずしも身元保証について十分に整理されているとは言えない実態や、「身元保証人等」のほとんどは親族であることも分かりました。

身寄りのない人や社会的に孤立する人が近年急激に増加していることから、今後ますます「身元保証人等」になりうる人材は減少していくことが予想され、福祉施設においてはこれまでの仕組みや慣習を見直すことが必要な場面が多くなると考えられます。

今後も継続した取組が必要であろう現状を改善するための方向性について3点を記し、本報告書の最終まとめとします。

### ①「支援事例の振り返りや蓄積等による支援方法の共有」

身元保証人等がないケースでも、問題なく運営していくための工夫をしている施設があることが分かりました。行政や社協、相談事業所など他機関と連携し、関係者の役割を確認することや成年後見制度・地域福祉権利擁護事業などの既存制度の活用をするという事例が多く挙げられました。他には、入所時等事前に話し合いを本人としておくという回答や本人から先々のことをどうしてほしいか、確認できる部分はあらかじめ方針を決めておくことが大切であるとの回答もありました。

好事例のポイントとしては、柔軟なネットワーク・できることから始め優先順位を共有する・時系列で事案を整理するなどが挙げられます。

こうした情報を職員間、施設間、支援者間等において共有・蓄積できる場や学べる機会の確保が必要です。

身元保証人等に関する問題については、これまで述べてきた通り、様々な課題や視点が絡みあっています。福祉施設や病院、支援者はそれぞれ立場が異なります。まずは関係者が現状運用されている法律、ルールやガイドライン等を理解した上で、それぞれの立場を尊重し、利用者にとって何が最良の選択なのかを模索しながら事案に対応することが大切であると考えます。

ルールやガイドラインだけで対応が難しいことについては、協力して、解決に向けた検討を行う必要があります。分野や職種を超え、研修や協議の場を持つなどして、顔が見える関係を作り、信頼関係を築くことが身元保証の問題への対応には求められています。

## ②「身元保証人等に関する問題への予防的な対応の推進」

問題が発生したときに適切に対応できるよう福祉施設側の体制を整えていくということは当然必要ですが、本人側の視点から考えてみると、身寄りがなく、福祉施設へ1人で入所するということが体が不安だと思われます。そこで、予防的な視点から見ても、「何かあったときの保証」だけでなく、「何かが起こらないような支援（安心して生活できるための支援）」を福祉施設・支援者が心がけ、実践していくことはとても重要です。

「何かあったとき」という場合の「何か」の具体的な内容を探ることは、保証の問題への対応を確認することにつながります。まずは、本人にとって安心した生活をするためには何が必要か、あるいは本人が何に対して不安を感じているのか、「何か」の具体的な内容を支援者が共に考えることが必要です。その上で、困った事態が起きづらい、もしくは起きても対応ができるということが本人と確認できていれば、本人の不安は軽減できると思われます。具体的な対応としては、事前に本人の希望を確認しておくことや本人の人生観や価値観等をできる限り把握しておくことが挙げられます。万が一の時のことを考えるというプロセスを通じて、今後の本人の生活を考え、よりよく生きることを一緒に目指していくことができると考えます。それを可能にするためには、福祉施設・支援者が本人に寄り添いながら支援することが大切です。

## ③「積極的な支援を行うための新たなサービス創設や既存制度の充実」

身元保証人等に関する課題に対しては、様々なサービスや活動を保証の視点で組み合わせる支援を行っています。しかし金銭的な損害に対応する仕組みや判断能力はあるが身寄りや資力がない人へのサービスなど、新たに創出していく必要がある仕組み・サービスもあります。既に活用されている成年後見制度・地域福祉権利擁護事業においても、より柔軟に多様なニーズに対応できるよう、制度の充実を要望していくことが望まれます。

施設や支援者だけで抱え込むのではなく、地域でサポートしていける仕組みやネットワーク、既存のサービスも積極的に活用ができるような機運の醸成が求められます。地域における支え合いの一つとして、個人が保証人になるのではなく「公的な保証機能」を社会的に支えるという考え方が普及するよう、地域社会全体へ働きかけていく必要があります。

本会としては、本報告書の内容を福祉施設や関係者に参考として利用いただきながら、住民が安心できる地域づくりをこれからも目指していきたいと考えています



# 参 考 資 料

- 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインの発出について（通知）【令和元年6月 厚生労働省】
- 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について（周知依頼）【令和元年6月 厚生労働省】
- 身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて【平成30年4月 厚生労働省】
- 市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について【平成30年8月 厚生労働省】
- 身元引受人等の取扱いに関する留意点について（お知らせ）【平成31年4月 全国老人福祉施設協議会】
- 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインについて【平成30年6月 厚生労働省】
- 障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて【平成29年3月 厚生労働省】

医政総発0603第1号  
令和元年6月3日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 御中

厚生労働省医政局総務課長  
（公印省略）

身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関する  
ガイドラインの発出について（通知）

近年、少子高齢化が進展し、単身の高齢者が増加している中、主にこうした方等を対象として、身元保証・身元引受等や日常生活支援、死後事務等を担う民間サービス（以下「身元保証等高齢者サービス」という。）が生まれている。

今後、こうしたサービスの需要が一層高まっていくことが見込まれる中、消費者被害を防止する観点から、内閣府の消費者委員会において、平成29年1月に、「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」（以下「建議」という。）が取りまとめられた。建議においては、高齢者が安心して病院に入院することができるよう、病院が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること等が求められている。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）において、「成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等」について、医療・介護等の現場において、関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう検討することが求められている。

厚生労働省は、建議及び基本計画を踏まえ、平成29年度厚生労働科学特別研究事業「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」において、医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握を行った。

また、平成29年度の研究の成果を踏まえた上で、平成30年度厚生労働行政

推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」において、医療機関に勤務する職員を対象とする「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が取りまとめられたところである。

については、別添のガイドラインについて、貴管下医療機関へ周知し、活用を促していただくなど、関係部局・関係機関と十分連携の上、身寄りがない人や判断能力不十分で医療に係る意思決定が困難な人が安心して医療を受けられる環境の整備に努めていただくようお願いする。

また、ガイドラインについては、社会・援護局地域福祉課、同局保護課、同局障害保健福祉部障害福祉課及び老健局振興課より、各都道府県等の福祉部局にも周知しているところであり、貴部局におかれては、特にこれらの部局とも連携して対応いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

#### 【別添】

- 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

#### 【参考】

- 「「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について（周知依頼）」（令和元年6月3日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・保護課長・障害保健福祉部障害福祉課長・老健局振興課長通知）
- 「身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」（平成30年4月27日付け厚生労働省医政局医事課長通知）

(照会先)

厚生労働省医政局総務課

電話：03-5253-1111（内線）4158

社援地発 0603 第 1 号  
社援保発 0603 第 2 号  
障障発 0603 第 1 号  
老振発 0603 第 1 号  
令和元年 6 月 3 日

都道府県  
各 指定都市 関係主管部（局）長殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省社会・援護局保護課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省老健局振興課長  
（ 公 印 省 略 ）

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への  
支援に関するガイドライン」について（周知依頼）

内閣府の消費者委員会が平成 29 年 1 月 31 日に取りまとめた「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」及び平成 29 年 3 月 24 日に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」において、医療機関に勤務する職員を対象に「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が取りまとめられ、本日、厚生労働省医政局総務課長から、別添の通り各都道府県、各保健所設置市、各特別区衛生主管部（局）宛て通知されました。

ガイドラインでは、少子高齢化の進展によって、認知症等により判断能力が不十分な人や身寄りがない人の増加といった状況がみられる中で、判断能力や家族関係がどのような状態となっても、一人の個人としてその意思が尊重され、医

療が必要なときは安心して医療を受けることができるようにしていくことが重要とされ、これらの人に対する医療機関の具体的な対応方法が示されています。認知症等により判断能力が不十分な人や身寄りがない人に対して医療を提供するにあたっては、福祉的な支援についても必要となる場合が多いことから、各自治体における介護保険・高齢者福祉担当部局、障害保健福祉担当部局、成年後見制度利用促進担当部局、生活保護制度担当部局、生活困窮者自立支援制度担当部局等の福祉関係部局や、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関（権利擁護センター等を含む）、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関と、医療機関の連携を図ることが重要です。各自治体におかれては、ガイドラインの趣旨・内容等について御了知いただくとともに、各都道府県におかれては、貴管内の市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等に対して広く周知いただきますようお願いいたします。

別添：「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインの発出について（通知）」（令和元年6月3日付け医政総発0603第1号。厚生労働省医政局総務課長通知）

（照会先）

- 本通知について  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
成年後見制度利用促進室  
電話：03-5253-1111（内線 2229）
- ガイドラインについて  
厚生労働省医政局総務課  
電話：03-5253-1111（内線 4158）

# 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定 が困難な人への支援に関するガイドライン

平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）  
「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割  
等の実態把握に関する研究」班

研究代表者  
山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座  
山縣 然太郎

医政医発 0427 第 2 号  
平成 30 年 4 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長  
（ 公 印 省 略 ）

身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において  
入院を拒否することについて

医療機関において、患者に身元保証人等がないことのみを理由に、入院を拒否する事例が見受けられるが、当該事例については下記のとおり解すべきものである。貴職におかれては、貴管下保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等への周知をお願いするとともに、貴管下医療機関において、患者に身元保証人等がないことを理由に入院を拒否する事例に関する情報に接した際には、当該医療機関に対し適切な指導をお願いする。

#### 記

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項において、「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」と定めている。ここにいう「正当な事由」とは、医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合に限られるのであって、入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第 19 条第 1 項に抵触する。

老高発 0830 第 1 号  
老振発 0830 第 2 号  
平成 30 年 8 月 30 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局  
高齢者支援課  
振 興 課

市町村や地域包括支援センターにおける  
身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について

我が国においては、少子高齢化が進展し、高齢者の単身世帯が増加していることを背景に、主に一人暮らしの高齢者等を対象とした、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを提供する事業形態（以下「身元保証等高齢者サポート事業」という。）が生まれている。

こうしたサービスの需要は、今後一層高まっていくことが見込まれている一方で、指導監督に当たる行政機関が必ずしも明らかではなく、また、利用者からの苦情についてもほとんど把握されていないことに鑑み、消費者委員会は、平成 29 年 1 月 31 日に、当該事業に係る消費者被害を防止する観点から、「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」（以下「建議」という。）を取りまとめた。

当該建議において、「厚生労働省は、関係行政機関と連携して、身元保証等高齢者サポート事業において消費者問題が発生していることを踏まえ、事業者に対してヒアリングを行うなど、その実態把握を行うこと。」等とされていることを踏まえ、厚生労働省は、平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムの構築に向けた公的介護保険外サービスの質の向上を図るための支援のあり方に関する調査研究事業」（以下「調査研究事業」という。）において実態調査を行うとともに、利用者に対する支援の在り方について検討を行い、報告書が取りまとめられたところである。

今般、報告書の内容を踏まえ、各市町村や地域包括支援センターにおける、身元保証等高齢者サポート事業に関する相談を受けた場合の取扱いを下記のとおり示すので、貴管内市町村へ周知するとともに、適切な運用に努められたい。

なお、本通知は消費者庁消費者政策課と協議済みであり、その内容は同課から

各都道府県・市町村の消費生活センター・相談窓口にも周知される予定であることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言である。

## 記

### 1. 身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について

高齢者の単身世帯が増加していること等を背景に、身元保証等高齢者サポート事業の需要は今後も一層高まっていくことが見込まれているが、高齢者やその家族等が身元保証等高齢者サポート事業を利用する場合、高齢者等は、どのような点に着目してサービス内容や事業者を選択すれば良いのか分からない、どの機関に相談したら分からない等の不安を抱えている。

こうした課題に対応するため、調査研究事業は、高齢者等が安心して身元保証等高齢者サポート事業を利用できるよう、当該事業についての説明と、利用する事業者及びサービスを検討する際のポイントを示した普及啓発資料（以下「ポイント集」という。）を作成した。

市町村や地域包括支援センターにおいては、身元保証等高齢者サポート事業に関する相談を受けた場合は、別添のポイント集を適宜活用し、適切な助言を行うようお願いする。

また、高齢者やその家族等が身元保証等高齢者サポート事業を安心して利用するためには、当該事業による消費者被害を防ぐことも重要であることから、消費者行政部局との連携を一層促進し、必要な情報共有や、関係部署間の連携体制の構築等に努められたい。その際、一部の市町村等の消費者行政部局においては、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）に基づいて設置できる消費者安全確保地域協議会を活用し、消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組みを行っていることを踏まえ、地域包括支援センター等が構築を推進している地域のネットワークとの連携を図られたい。

### 2. 介護施設等における身元保証人等に求める役割

介護施設等における身元保証人等に求める役割等の実態については、消費者委員会が平成 29 年 1 月に取りまとめた建議において、実態の把握等が求められている。

これを踏まえ、平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業」において、介護施設等が身元保証

人等に求める役割等の実態を調査した結果が公表されたところである。

本調査の結果、介護施設への入所（入院・入居）時に本人以外の署名を求めている施設は 95.9%を占めており、施設側が身元引受人等に求める機能・役割は、本人の責任範囲を超えた場合における滞納リスクの回避、本人の能力が衰えた場合における身上保護および財産管理に大別されることが明らかとなった。

なお、平成 30 年 3 月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議でも周知したところであるが、介護保険施設に関する法令上は身元保証人等を求める規定はなく、各施設の基準省令においても、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院・入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。

介護保険施設に対する指導・監督権限を持つ都道府県等におかれては、管内の介護保険施設が、身元保証人等がないことのみを理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱いを行うことのないよう、適切に指導・監督を行うようお願いする。

#### 【参考】

- 平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムの構築に向けた公的介護保険外サービスの質の向上を図るための支援のあり方に関する調査研究事業」報告書  
※<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=32522>
  
- 平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業」報告書  
※[https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/mhlw\\_kaigo2018.html](https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/mhlw_kaigo2018.html)



平成 31 年 4 月 11 日

会員施設各位

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

会 長 石 川 憲

(公 印 省 略)

身元引受人等の取扱いに関する留意点について（お知らせ）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

昨年 5 月以降指摘されているとおり身元保証人のいない利用者の受入について、3 割の介護施設が受け入れを拒否しているとの報道が示されております。以下、このような事案に対する取扱いとして参考として情報提供を行いますので、貴施設におかれましては、社会福祉法人の責務として、また指定基準に掲げるとおり、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒否なさることのないようご留意賜りたいと存じます。

なお、元来特別養護老人ホームについては、措置による入所が老人福祉法上にも規定されているとおり、福祉施設としての役割があります。皆様におきましては、今一度福祉施設としての矜持をもち、利用者の皆様への支援や関わりを大切にしていきたいと存じます。

記

一、ご利用者の身体及び財産等を管理等する方への依頼事項の明確化

一般的に表現される「身元引受人」については法的根拠や定義はありません。また「身元保証人」は、雇用主と使用人との関係で用いられる用語です。そのため、契約書等に「身元引受人」や「身元保証人」と記載されているだけでは、同人に施設利用料の支払いに関する連帯保証債務等の履行を求めることが出来ない可能性がありますので、今一度契約書等において具体的に保証、負担する内容として何を求めるかが明記されているかどうかを確認しましょう。なお、以下では、便宜上、ご利用者の身体及び財産等を管理等する方について、「身元引受人等」と記載します。

身元引受人等に保証、負担してもらうことが望ましい内容の例としては、①緊急連絡先、②入院・施設利用料等の支払い、③ご利用者をご存命の間の退院・退所等の居室の明け渡し等、④入院計画書やケアプラン等への同意、⑤入院中に必要な物品を準備する等の事実行為、⑥医療行為への助言<sup>1</sup>、⑦遺体・遺品等の引き取り（葬儀等）などが考えられます。ど

<sup>1</sup> 医療行為の同意は一身専属権とされ、ご本人しか厳密には同意できません。ただし、ご家族等の医療処置を希

のような事項を保証、負担してもらおうかについては、各施設によって判断が異なるところで  
 すので、内容は各施設の運営の実情に応じてご検討ください。

なお、成年後見人が事実上、身元引受人等を兼ねている場合がありますが、その場合  
 であっても、同人が身元引受人として何を保証、負担するかについて明確な合意が無い場合に  
 は、同人に対して、成年後見人としての法的義務の範囲を超えて義務履行を求めることは出  
 来ませんので、注意が必要です。

## 二、事前に市町村との協議によりガイドラインを策定することも有用

もっとも、事前に市町村等と相談のうえ、対応について協議を重ねておくことも意義があ  
 ります。例えば、半田市地域包括ケアシステム推進協議会がまとめたものに「身元保証  
 等」がない方の入院・入所にかかるガイドライン」(平成29年2月改訂)があり、保証人の  
 確保が難しい場合の対応等を整理しているもので、このような内容も参考に、各地域において  
 ご検討いただくことが望ましいと考えられます。

(参考)「身元保証等」がない方の入院・入所にかかるガイドライン」平成26年9月作成(平成29年2月改  
 訂)半田市地域包括ケアシステム推進協議会より

### 様の支援シート

この書は、施設利用にあたり保証人の確保が難しい方向けに作成しました。支援を分担することで本人契約のみで施設利用ができるように考えた書類です。  
 利用者様がある程度の判断能力を有している場合を想定しておりますので、判断能力が不十分になった場合は成年後見制度を活用してください。

	支援内容	支援をする方の署名	やっていただくこと	施設や社会資源で支援できること
1	利用料の支払いに関する こと	関係・連絡( ) 連絡先 ( ) -	利用者様代わりに、利用者様の財産から施設に利 用料を払っていただきます。保証人ではないため、 支払いに関する法的責任を負うことはありません。 本人の財産では支払いが困難な場合は施設に ご相談ください。	現金支払いや口座振替など支払方法の変更に関し ては施設にご相談ください。 日常生活自立支援事業や成年後見制度を活用する こともできます。
2	利用中の身の回りの振 助	関係・連絡( ) 連絡先 ( ) -	施設利用中に必要な物品の準備や洗濯の支援を行 っていただきます。また、長期戦の入院になる場 合は電気やガスなどの停止の手続きをお願いいた します。	有料になりますが、洗濯などは外部サービスを利用 できる場合があります。それぞれの施設にご相談 ください。
3	医療機関への送迎・介助 や緊急時の対応	関係・連絡( ) 連絡先 ( ) -	医療機関への送迎が必要になった場合に対応をい ていただきます。施設の規則によっては入院 手続きが必要になる場合があります。	緊急時は施設で搬送を行います。医療機関へ情報 提供を行い次第引き継ぎをお願いします。 医療行為の決定権は本人のみが有しています。本 人の意思がとれない場合は本人にとって最良 な治療方針を相談先の医療チームに伝えてもら いましょう。
4	サービスの方針や退所 に向けた相談	関係・連絡( ) 連絡先 ( ) -	施設サービスの内容に関する相談や退所支援に関 することを利用者様・施設と一緒に考えていた だきます。ケアプランなど支援方法を記載した用紙 に署名をいただくこともあります。 サービス内容に関する事前相談も求められます。	施設ではケアマネジャーなどの専門スタッフが、ご本人 と相談しながらより良い支援方法を考えたいきま す。 退所後の治療方針や介護方法などについては、ご 本人がお元気なうちにはし合いをすることが大切 です。
5	施設でおこなうになり なられた場合の遺品・遺 品の引き取り	関係・連絡( ) 連絡先 ( ) -	ご利用中に施設でおこなうになりなられた場合のご 遺品や遺品のお引き取りやお葬儀の手続きをお願 いします。	相続の所在が不明な場合は半田市役所高齢介護課 に連絡いただければ、相続人に該当する方をお察 しします。 生活保護を受給されている方については、生活保 護課に連絡をしてください。

また、併せて厚生労働省から発出されております通知及びポイント集についても添付いた  
 しますので、併せてご参照ください。

以上

望する/しないという意思表示は、ご本人の意思として推定される場合もあります。また、身寄りのない方につ  
 いては、医療行為への同意の意思が確認できない場合もあります。その場合は「人生会議」等の内容を尊重す  
 るほか、医療機関と相談のうえ最善の医療を尽くしていただくよう依頼することなどにより、対応を検討いた  
 だくことが肝要です。

老発0622第1号  
平成30年6月22日

各 都道府県知事 殿  
指定都市市長

厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン  
について

平成28年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、平成29年3月に策定された成年後見制度利用促進基本計画において、「意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき」とされたことを踏まえ、これまで行った老人保健健康増進等事業における認知症の人の意思決定支援に関する指針策定のための意思決定に関する研究を基に、今般、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を作成したので通知します。

各都道府県及び指定都市におかれては、認知症の人の意思決定の支援がより一層適切に図られるよう、管内市区町村、指定事業者等に対して周知いただくとともに、各都道府県等が実施する「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に基づく認知症介護実践研修において活用するほか、その他の認知症に係る研修など様々な機会を通じて本ガイドラインの普及に努めていただきますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

# 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の概要

## 趣旨

認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方（理念）や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すもの。

## 誰のための誰による意思決定支援か

認知症の人を支援するためのガイドラインであり、また、特定の職種や特定の場面に限定されるものではなく、認知症の人の意思決定支援に関わる全ての人による意思決定を行う際のガイドラインとなっている。

## 意思決定支援の基本原則

認知症の人が、意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定しながら尊厳をもって暮らしていくことの重要性について認識することが必要。本人の示した意思は、それが他者を害する場合や本人にとつて見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り尊重される。また、意思決定支援にあたっては、身近な信頼できる関係者等がチームとなつて必要な支援を行う体制（意思決定支援チーム）が必要である。

## 日常生活・社会生活等における意思決定支援のプロセス

### 人的・物的環境の整備

- ◎ 意思決定支援者の態度  
(本人意思の尊重、安心感ある丁寧な態度、家族関係・生活史の理解 など)
- ◎ 意思決定支援者との信頼関係、立ち会う者との関係性への配慮  
(本人との信頼関係の構築、本人の心情、遠慮などへの配慮 など)
- ◎ 意思決定支援と環境  
(緊張・混乱の排除、時間的ゆとりの確保 など)

意思形成支援：適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援

### [ポイント、注意点]

- ◎ 本人の意思形成の基礎となる条件の確認（情報、認識、環境）
- ◎ 必要に応じた 都度、繰り返しの説明、比較・要点の説明、図や表を用いた説明
- ◎ 本人の正しい理解、判断となっているかの確認

意思表明支援：形成された意思を適切に表明・表出することへの支援

### [ポイント、注意点]

- ◎ 意思表明場面における環境の確認・配慮
- ◎ 表明の時期、タイミングの考慮（最初の表明に縛られない適宜の確認）
- ◎ 表明内容の時間差、また、複数人での確認
- ◎ 本人の信条、生活歴、価値観等の周辺情報との整合性の確認

意思実現支援：本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援

### [ポイント、注意点]

- ◎ 意思実現にあたって、本人の能力を最大限に活かすことへの配慮
- ◎ チーム（多職種協働）による支援、社会資源の利用等、様々な手段を検討・活用
- ◎ 形成・表明された意思の客観的合理性に関する慎重な検討と配慮

意思決定支援のプロセスの記録、確認、振り返り

障発 0331 第 15 号  
平成 29 年 3 月 31 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

### 障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の附則第 3 条においては、法施行後 3 年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされており、「障害者の意思決定支援の在り方」が見直し事項の一つに挙げられています。

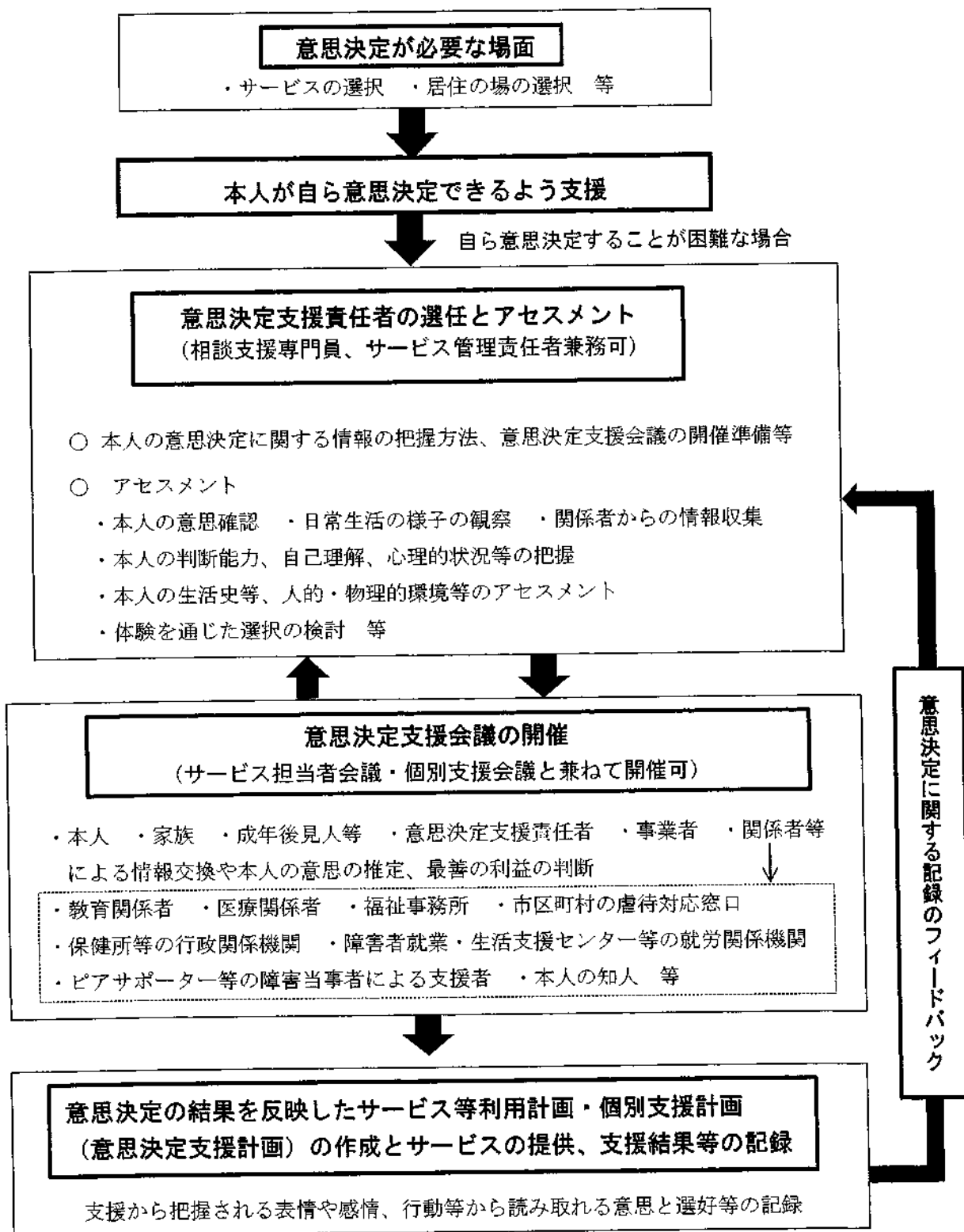
これを踏まえ、社会保障審議会障害者部会では、平成 27 年 4 月から見直しに向けた検討を行い、平成 27 年 12 月に今後の取組について報告書を取りまとめ、同報告書では、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン(仮称)」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべき旨が盛り込まれたところです。

今般、これまでの障害者総合福祉推進事業による研究報告書を踏まえ、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を作成したので通知します。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、障害者の意思決定の支援がより一層適切に図られるよう、管内市区町村、指定事業者及び指定相談支援事業者に対して周知いただくとともに、研修など様々な機会を通じて本ガイドラインの普及に努めていただきますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

(図1) 意思決定支援の流れ



## 福祉施設における身元保証人等あり方検討委員会 委員名簿

(◎は委員長)

所 属	役職名	氏 名
山口県立大学 社会福祉学部	教授	◎水 藤 昌 彦
いたむら法律事務所	所長	板 村 憲 作
サンライフ山陽居宅介護支援事業所	管理者 介護支援専門員	神 田 綾
養護老人ホーム福寿園	主任生活相談員	田 中 加与子
軽費老人ホーム好生園	総主任 生活相談員	藤 田 拓 之
相談支援センターひかり苑	相談支援専門員 支援室長	大 濱 和 則
障害者支援施設第2しょうせい苑	施設長	岡 村 光 洋
済生会山口地域ケアセンター	事務局長	津 田 安 史
合同会社結い後見事務所	代表社員	讃 井 康 一
周南市役所地域福祉課	課長	十 楽 さゆり
山口県社会福祉協議会	事務局長	岡 村 昌一郎

≪事務局≫	山口県社会福祉協議会	生活支援部長 生活支援班長 生活支援班主任 生活支援班主事 生活支援班囑託 生活支援班職員	藤津 忍 村田 真帆 福田 惇一 江川 楓 伊藤 明子 田中 誠
-------	------------	--	---



# 社会福祉施設総合損害補償 しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

## プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、財産総合保険、費用・利益保険)

### ① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

賠償事故(1対1)		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
身体賠償(1名・1事故)		2億円・10億円	2億円・10億円
財物賠償(1事故)		2,000万円	2,000万円
受託・管理財物賠償(期間中)		200万円	200万円
うち現金支払困難額(期間中)		20万円	20万円
人格権侵害(期間中)		1,000万円	1,000万円
身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)		1,000万円	1,000万円
徘徊時賠償(期間中)		2,000万円	2,000万円
事故対応特別費用(期間中)		500万円	500万円
被害者対応費用(1名につき)		1事故10万円限度	1事故10万円限度
傷害見舞費用			死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

年間入院料(協会)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,480円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】  
定員1名あたり  
入所: 1,300円  
通所: 1,390円

- ② 個人情報漏えい対応補償
- ③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護士の賠償責任補償
- オプション4 ● 借用不動産賠償事故補償
- クレーム対応サポート補償

## プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償  
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償



## プラン3 施設職員の補償

(労災災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 施設職員の労災上乗せ補償  
● オプション: 使用者賠償責任補償
- ② 施設職員の感染症罹患事故補償
- ③ 施設職員の傷害事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償 NEW



## プラン4 社会福祉法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いいたします。●

団体協賛者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**  
 (1保険者) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
 (保険会社) TEL: 03(3349)5137  
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・休日・12/31~1/3を除きます。)  
 補償ポリシー日本興亜は、関係協会の規約を前提として、2020年4月1日より新号を改定し、「補償ポリシー」になります。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**  
 〒100-0013 東京都千代田区豊が岡3丁目3番2号 新豊が岡ビル17F  
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763  
 受付時間: 平日の9:30~17:30(12/23~1/3を除きます。)

発行日 令和2年(2020年)3月  
発行 社会福祉法人 山口県社会福祉協議会  
〒753-0072 山口市大手町9-6  
TEL (083) 924-2818  
FAX (083) 922-1295

この事業は、共同募金の配分金により実施されています。

